

災害対応マニュアル編

【災害対応マニュアル早見表】	M-1
【災害対応マニュアルの凡例】	M-6

＜災害警戒・対策編＞

第1章 活動体制の確保

- M1-01-01 初動対応・組織運用・対策要員の確保（風水害）
- M1-01-02 初動対応・組織運用・対策要員の確保（地震）
- M1-01-03 初動対応・組織運用・対策要員の確保（その他）
- M1-01-04 緊急初動体制
- M1-01-05 南海トラフ地震臨時情報に関する対応
- M1-04-01 情報の収集・連絡
- M1-05-01 災害広報
- M1-06-01 応援要請
- M1-07-01 市議会との相互協力
- M1-07-02 隣接市町との相互協力
- M1-08-01 緊急輸送
- M1-09-01 応急資機材等の調整・確保
- M1-10-01 ボランティアの受入れ

第2章 二次災害防止及び人的危険回避

- M2-01-01 火災対策
- M2-02-01 水災対策（水防計画）
- M2-03-01 土砂災害対策
- M2-04-01 積雪災害対策
- M2-05-01 危険物・有毒物等対策
- M2-06-01 放射性物質・原子力災害対策
- M2-07-01 救急・救助
- M2-07-02 行方不明者の情報収集・搜索・公表（死者含む）
- M2-08-01 緊急避難

第3章 応急復旧及び都市機能早期回復

- M3-01-01 道路交通対策・交通規制
- M3-02-01 道路・河川等障害物除去対策
- M3-03-01 上水道施設応急対策
- M3-03-02 下水道施設応急対策
- M3-03-03 電力施設・電話施設・情報通信施設応急対策
- M3-03-04 L P ガス施設応急対策
- M3-04-01 学校施設等応急対策
- M3-04-02 文化財応急対策
- M3-05-01 その他公共施設応急対策
- M3-05-02 鉄道施設応急対策
- M3-06-01 防犯対策
- M3-07-01 防疫・保健衛生対策

- M3-08-01 遺体の検視・検案・収容・安置・埋火葬
- M3-09-01 し尿処理対策
- M3-09-02 ごみ・がれき等処理対策
- M3-10-01 環境保全対策
- M3-10-02 農林業関係応急対策

第4章 被災者救援

- M4-01-01 医療救護対策
- M4-02-01 要配慮者等の救援対策
- M4-03-01 避難所開設・運営
- M4-04-01 応急給水
- M4-04-02 食品供給
- M4-04-03 生活必需品等供給
- M4-04-04 義援金受付・保管・配分
- M4-04-05 り災証明書発行
- M4-05-01 被災住宅の応急修理・障害物除去
- M4-05-02 応急仮設住宅の建設
- M4-06-01 愛玩動物等対策

<災害復旧・復興編>

第1章 被災者生活再建

- M5-01-01 生活確保対策
- M5-02-01 住宅復旧
- M5-03-01 産業復旧

第2章 市の復旧

- M6-02-01 激甚災害の指定
- M6-02-02 災害救助法の適用要請

【災害対応マニュアル早見表】

局・部門	室・部	班	担当	災害対応マニュアル編				
				ID	タイトル			
本部事務局	本部連絡室	本部指令班	本部運営担当	M1-01-01	初動対応・組織運用・対策要員の確保（風水害）			
				M1-01-02	初動対応・組織運用・対策要員の確保（地震）			
				M1-01-03	初動対応・組織運用・対策要員の確保（その他）			
				M1-01-05	南海トラフ地震臨時情報に関する対応			
				M1-04-01	情報の収集・連絡			
				M1-06-01	応援要請			
				M1-07-01	市議会との相互協力			
				M1-07-02	隣接市町との相互協力			
				M2-02-01	水災対策（水防計画）			
				M2-03-01	土砂災害対策			
				M2-04-01	積雪災害対策			
				M2-05-01	危険物・有毒物等対策			
				M2-06-01	放射性物質・原子力災害対策			
				M2-07-01	救急・救助			
				M2-07-02	行方不明者の情報収集・捜索・公表（死者含む）			
				M2-08-01	緊急避難			
				M3-01-01	道路交通対策・交通規制			
				M3-02-01	道路・河川等障害物除去対策			
				M3-03-03	電力施設・電話施設・情報通信施設応急対策			
				M3-03-04	L P ガス施設応急対策			
				M3-06-01	防犯対策			
				M5-01-01	生活確保対策			
				M6-02-01	激甚災害の指定			
				M6-02-02	災害救助法の適用要請			
				避難担当	M2-03-01	土砂災害対策		
					M2-04-01	積雪災害対策		
					M2-05-01	危険物・有毒物等対策		
					M2-06-01	放射性物質・原子力災害対策		
					M2-08-01	緊急避難		
					M3-03-04	L P ガス施設応急対策		
				交通担当	M1-08-01	緊急輸送		
				秘書班	秘書班	秘書担当	-	-
						職員管理担当	M1-01-01	初動対応・組織運用・対策要員の確保（風水害）
		M1-01-02	初動対応・組織運用・対策要員の確保（地震）					
		M1-01-03	初動対応・組織運用・対策要員の確保（その他）					
		M1-01-05	南海トラフ地震臨時情報に関する対応					
		応援職員等受入れ担当	M1-01-02		初動対応・組織運用・対策要員の確保（地震）			
			M1-06-01		応援要請			
		企画広報班	広報担当	M1-01-01	初動対応・組織運用・対策要員の確保（風水害）			
				M1-01-02	初動対応・組織運用・対策要員の確保（地震）			
				M1-01-03	初動対応・組織運用・対策要員の確保（その他）			
				M1-01-05	南海トラフ地震臨時情報に関する対応			

局・部門	室・部	班	担当	災害対応マニュアル編	
				ID	タイトル
本部事務局	本部連絡室	企画広報班	広報担当	M1-05-01	災害広報
				M3-01-01	道路交通対策・交通規制
			行方不明者担当	M2-07-02	行方不明者の情報収集・搜索・公表（死者含む）
			相談窓口担当	M1-01-01	初動対応・組織運用・対策要員の確保（風水害）
				M1-01-02	初動対応・組織運用・対策要員の確保（地震）
				M1-01-03	初動対応・組織運用・対策要員の確保（その他）
		洞戸地域支部 板取地域支部 武芸川地域支部 武儀地域支部 上之保地域支部	本部総務担当	M1-01-01	初動対応・組織運用・対策要員の確保（風水害）
				M1-01-02	初動対応・組織運用・対策要員の確保（地震）
				M1-01-03	初動対応・組織運用・対策要員の確保（その他）
				M1-01-05	南海トラフ地震臨時情報に関する対応
			避難救護担当	M2-07-01	救急・救助
				M4-03-01	避難所開設・運営
				M2-07-02	行方不明者の情報収集・搜索・公表（死者含む）
				M1-04-01	情報の収集・連絡
				M4-04-02	食品供給
				M4-04-03	生活必需品等供給
				M1-10-01	ボランティアの受入れ
			土木対策担当	M3-05-01	その他公共施設応急対策
				M4-04-01	応急給水
				M3-07-01	防疫・保健衛生対策
				M4-05-02	応急仮設住宅の建設
				M1-01-05	南海トラフ地震臨時情報に関する対応
		各地区支部	本部総務担当	M1-01-01	初動対応・組織運用・対策要員の確保（風水害）
				M1-01-02	初動対応・組織運用・対策要員の確保（地震）
				M1-01-03	初動対応・組織運用・対策要員の確保（その他）
総務部門	財務部	財政班	財政担当	M6-02-02	災害救助法の適用要請
		行政情報班	事務管理担当	M1-01-01	初動対応・組織運用・対策要員の確保（風水害）
				M1-01-02	初動対応・組織運用・対策要員の確保（地震）
				M1-01-03	初動対応・組織運用・対策要員の確保（その他）
				M5-01-01	生活確保対策
			電子情報担当	M1-01-01	初動対応・組織運用・対策要員の確保（風水害）
				M1-01-02	初動対応・組織運用・対策要員の確保（地震）
				M1-01-03	初動対応・組織運用・対策要員の確保（その他）
				M3-03-03	電力施設・電話施設・情報通信施設応急対策
		管財班	財産管理担当	M1-01-02	初動対応・組織運用・対策要員の確保（地震）
				M1-01-05	南海トラフ地震臨時情報に関する対応
				M1-06-01	応援要請
				M1-08-01	緊急輸送
			住宅供給担当	M4-05-02	応急仮設住宅の建設
		税務班	り災調査担当	M4-04-05	り災証明書発行
			税務担当	M5-01-01	生活確保対策
		契約検査班	発注支援担当	M1-09-01	応急資機材等の調整・確保

局・部門	室・部	班	担当	災害対応マニュアル編	
				ID	タイトル
総務部門	会計部	会計班	会計担当	M4-04-04	義援金受付・保管・配分
	議会部	議会班	議会担当	M1-07-01	市議会との相互協力
避難救援部門	健康福祉部	福祉政策班	要配慮者担当	M2-08-01	緊急避難
				M4-02-01	要配慮者等の救援対策
			ボランティア担当	M1-10-01	ボランティアの受入れ
			義援金担当	M4-04-04	義援金受付・保管・配分
				M5-01-01	生活確保対策
		高齢福祉班	高齢者担当	M4-02-01	要配慮者等の救援対策
		子ども家庭班	乳幼児・保育園児担当	M4-02-01	要配慮者等の救援対策
		市民健康班	診療所担当	M2-07-01	救急・救助
				M4-01-01	医療救護対策
			救護所・病院担当	M2-06-01	放射性物質・原子力災害対策
				M2-07-01	救急・救助
				M2-07-02	行方不明者の情報収集・捜索・公表（死者含む）
				M3-08-01	遺体の検視・検案・収容・安置・埋火葬
				M4-01-01	医療救護対策
				M3-07-01	防疫・保健衛生対策
			健康相談担当	M4-01-01	医療救護対策
				M4-03-01	避難所開設・運営
	市民環境部	市民班	支援物資担当	M1-08-01	緊急輸送
				M4-04-02	食品供給
				M4-04-03	生活必需品等供給
			住民・戸籍担当	M2-07-02	行方不明者の情報収集・捜索・公表（死者含む）
		保険年金班	国保担当	M5-01-01	生活確保対策
			年金担当	M5-01-01	生活確保対策
			高齢者医療担当	M5-01-01	生活確保対策
		環境班	防疫担当	M3-07-01	防疫・保健衛生対策
				M3-10-01	環境保全対策
				M4-03-01	避難所開設・運営
				M4-06-01	愛玩動物等対策
			遺体収容担当	M3-08-01	遺体の検視・検案・収容・安置・埋火葬
			廃棄物担当	M3-09-01	し尿処理対策
				M3-09-02	ごみ・がれき等処理対策
	協働推進部	市民協働班	施設担当	M3-05-01	その他公共施設応急対策
			避難所担当	M4-03-01	避難所開設・運営
				M4-06-01	愛玩動物等対策
			国際担当	M4-03-01	避難所開設・運営
				M2-08-01	緊急避難
			支部統括担当	M1-04-01	情報の収集・連絡

局・部門	室・部	班	担当	災害対応マニュアル編	
				ID	タイトル
				M4-03-01	避難所開設・運営
避難救援部門	協働推進部	生涯学習班	生涯学習施設担当	M3-05-01	その他公共施設応急対策
			避難所担当	M4-03-01	避難所開設・運営
				M4-06-01	愛玩動物等対策
		文化班	文化施設担当	M3-04-02	文化財応急対策
			避難所担当	M4-03-01	避難所開設・運営
				M3-05-01	その他公共施設応急対策
				M4-06-01	愛玩動物等対策
		スポーツ推進班	スポーツ施設担当	M3-05-01	その他公共施設応急対策
				M2-08-01	緊急避難
			避難所担当	M4-03-01	避難所開設・運営
				M4-06-01	愛玩動物等対策
	教育部	教育総務班	教育総務担当	-	-
			避難所担当	M1-01-05	南海トラフ地震臨時情報に関する対応
				M2-07-02	行方不明者の情報収集・搜索・公表（死者含む）
				M4-03-01	避難所開設・運営
				M4-06-01	愛玩動物等対策
			炊き出し担当	M4-04-02	食品供給
		学校教育班	児童・生徒担当	M3-04-01	学校施設等応急対策
			避難所担当	M4-06-01	愛玩動物等対策
		関商工 高等学校班	学校施設担当	M3-04-01	学校施設等応急対策
				M2-07-02	行方不明者の情報収集・搜索・公表（死者含む）
			支援物資担当	M1-08-01	緊急輸送
			避難所担当	M4-03-01	避難所開設・運営
				M4-06-01	愛玩動物等対策
		小中学校班	学校施設担当	M3-04-01	学校施設等応急対策
				M2-07-02	行方不明者の情報収集・搜索・公表（死者含む）
				M4-03-01	避難所開設・運営
土木対策部門	産業経済部	商工班	商工業担当	M5-03-01	産業復旧
			就労支援担当	M5-01-01	生活確保対策
		観光班	観光施設担当	M3-05-01	その他公共施設応急対策
		農林班	農畜産業担当	M2-05-01	危険物・有毒物等対策
				M3-10-02	農林業関係応急対策
				M5-03-01	産業復旧
			林業担当	M2-05-01	危険物・有毒物等対策
				M3-10-02	農林業関係応急対策
	基盤整備部	建設総務班	ライフライン担当	M3-01-01	道路交通対策・交通規制
			土地利用担当	M4-05-02	応急仮設住宅の建設
		都市計画班	公共交通担当	M3-05-02	鉄道施設応急対策
			災害調査担当	M4-05-01	被災住宅の応急修理・障害物除去
			住宅供給担当	M4-05-02	応急仮設住宅の建設
			都市計画施設担当	M3-05-01	その他公共施設応急対策
		土木班	土木施設担当	M2-03-01	土砂災害対策
				M2-04-01	積雪災害対策

局・部門	室・部	班	担当	災害対応マニュアル編	
				ID	タイトル
				M3-01-01	道路交通対策・交通規制
				M3-02-01	道路・河川等障害物除去対策
				M3-06-01	防犯対策
				M3-09-02	ごみ・がれき等処理対策
土木対策部門	基盤整備部	土木班	土木施設担当	M3-10-01	環境保全対策
		水道班	上水道施設担当	M3-03-01	上水道施設応急対策
				M3-10-01	環境保全対策
			応急給水担当	M4-04-01	応急給水
		下水道班	下水道施設担当	M3-03-02	下水道施設応急対策
			し尿処理担当	M3-09-01	し尿処理対策
消防対策部門	常備消防部	消防本部班		M1-06-01	応援要請
				M1-08-01	緊急輸送
				M2-01-01	火災対策
				M2-07-01	救急・救助
				M2-08-01	緊急避難
				M3-06-01	防犯対策
		消防署・分署・所班		M2-01-01	火災対策
				M2-07-01	救急・救助
				M2-07-02	行方不明者の情報収集・捜索・公表（死者含む）
				M2-08-01	緊急避難
				M3-06-01	防犯対策
				非常備消防部	消防団本部班
	M2-01-01	火災対策			
	M2-08-01	緊急避難			
	M3-06-01	防犯対策			
	各分団班		M2-01-01		火災対策
			M2-07-02		行方不明者の情報収集・捜索・公表（死者含む）
			M2-08-01		緊急避難
			M3-06-01	防犯対策	
各部・各班				M1-01-02	初動対応・組織運用・対策要員の確保（地震）
				M1-01-04	緊急初動体制
				M1-01-05	南海トラフ地震臨時情報に関する対応
				M1-04-01	情報の収集・連絡
				M1-06-01	応援要請
				M1-08-01	緊急輸送
				M1-09-01	応急資機材等の調整・確保
				M1-10-01	ボランティアの受入れ
				M2-02-01	水災対策（水防計画）
				M6-02-01	激甚災害の指定
		M6-02-02	災害救助法の適用要請		

【災害対応マニュアルの凡例】

①：マニュアルの番号を示している

「M*-##-**」⇒「M*＝地域防災計画の災害警戒・対策編及び災害復旧・復興編の章に対応」

※災害警戒・対策編の第1～4章は1～4，災害復旧・復興編の第1～2章は5～6

⇒「##＝地域防災計画の災害警戒・対策編及び災害復旧・復興編の節に対応」

⇒「**＝上記の節と関連のあるマニュアルを順に列記」

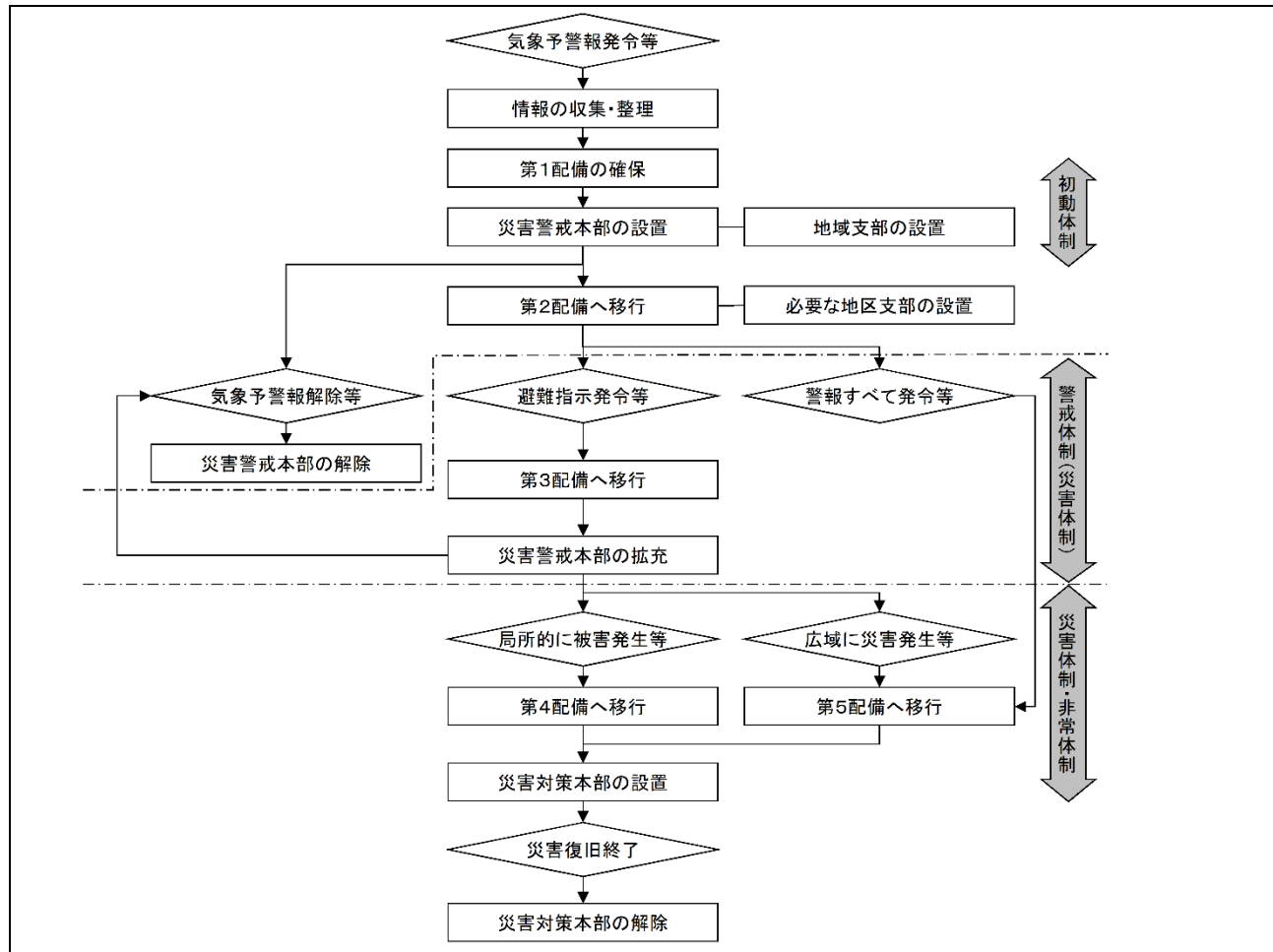
②：全体のフローチャートを示している

③：「室・部」「班」「担当」の階層ごとに取り組むべき事務・業務の流れを示している

④：事務・業務を行う上で関連する資料（S*）、文書様式（F*）等を示している

⑤：作成日（最終更新日）を示している

① M1-01-01 初動対応・組織運用・対策要員の確保（風水害） ⑤ (R5. 3. 31)				
②				
③				
室・部	班	担当	④ 摘要	
1 本部連絡室は、第0配備体制を確保する	1-1 本部指令班は、第0配備体制を伝達する	1-1-1	本部運営担当は、担当班に気象予警報発令を連絡し、所管事項の災害・防災情報の収集・報告を指示する	
		1-1-2	本部運営担当は、第0配備体制の参集基準に該当する情報を覚知したとき、本部指令班長に第0配備体制を具申する	
		1-1-3	本部運営担当は、担当班、担当職員に参集を伝達する	
	1-2 本部指令班は、第0配備体制の参集状況を把握する	1-2-1	本部運営担当は、参集状況を取りまとめ、本部指令班長に報告する	



室・部		班		担当		摘要
気象予警報発令等						
1	本部連絡室は、第1配備体制を確保する	1-1	本部指令班は、第1配備体制を伝達する	1-1-1	本部運営担当は、担当班に気象予警報発令を連絡し、所管事項の災害・防災情報の収集・報告を指示する	S1-01-04 警報・注意報発表基準一覧 S1-01-01 災害時連絡先 S1-01-02 災害時優先電話
				1-1-2	本部運営担当は、第1配備体制の参集基準に該当する情報を覚知したとき、本部指令班長に第1配備体制を具申する	※ 参集基準と配備人員（資料集はじめに P3）
				1-1-3	本部運営担当は、担当班、担当職員に参集を伝達する	
		1-2	本部指令班は、第1配備体制の参集状況を把握する	1-2-1	本部運営担当は、参集状況を取りまとめ、本部指令班長に報告する	
2	本部連絡室は、災害警戒本部を設置する	2-1	本部指令班は、災害警戒本部を設置する	2-1-1	本部運営担当は、危機管理課に災害警戒本部を設置する	

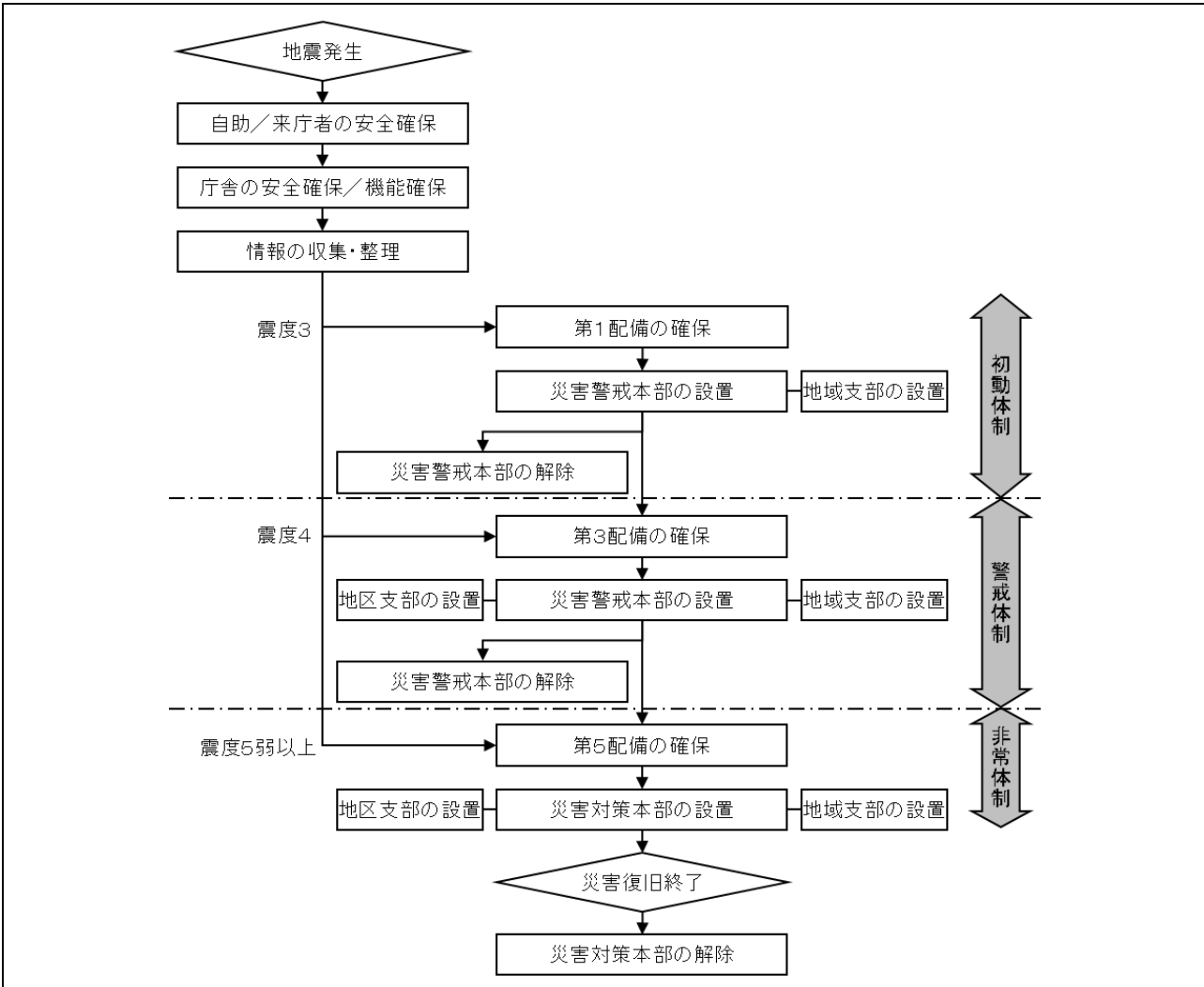
室・部		班		担当		摘要
				2-1-2	本部運営担当は、通信手段（電話、携帯電話、移動系防災行政無線）を確保する	S1-01-03 移動系 防災行政無線個別 番号
		2-2	本部指令班は、各事務所に地域支部の設置を指示する	2-2-1	本部運営担当は、各事務所に地域支部の設置を指示する	
		2-3	各事務所は、地域支部を設置する	2-3-1	地域支部の本部総務担当は、事務所の1階に地域支部を設置する	
				2-3-2	地域支部の本部総務担当は、通信手段（電話、携帯電話、移動系防災行政無線）を確保する	S1-01-03 移動系 防災行政無線個別 番号
本部連絡室は、必要に応じて第2配備体制を確保する	2-4	本部指令班は、第2配備体制を伝達する	2-4-1	本部運営担当は、担当班、担当職員に参集を伝達する		
	2-5	本部指令班は、第2配備体制の参集状況を把握する	2-5-1	本部運営担当は、参集状況を取りまとめ、本部指令班長に報告する		
	2-6	本部指令班は、必要に応じて地区支部の設置を指示する	2-6-1	本部運営担当は地区支部設置基準を満たしたことを確認し、本部指令班長に地区支部の設置を具申する	S1-02-07 地区支部の班編成と設置 予定場所	
			2-6-2	本部運営担当は、必要と認めた支所等に地区支部の設置を指示する		
	2-7	支所等は、地区支部を設置する	2-7-1	地区支部の本部総務担当は、支所等の1階に地区支部を設置する		
			2-7-2	地区支部の本部総務担当は、通信手段（電話、携帯電話、移動系防災行政無線）を確保する	S1-01-03 移動系 防災行政無線個別 番号	
	気象予警報解除					
3	本部連絡室は、第1・2配備体制及び災害警戒本部を解除する	3-1	本部指令班は、第1・2配備体制及び災害警戒本部を解除する	3-1-1	本部運営担当は、気象予警報の解除や河川水位の低下など情報を覚知したとき、本部指令班に第1・2配備体制の解除を具申する	
				3-1-2	本部運営担当は、配備人員に解散を伝達する	
				3-1-3	本部運営担当は、各事務所、地区支部、協力団体等に災害警戒本部を解除したことを連絡する	
		3-2	企画広報班は、災害警戒本部の解除を広報する	3-2-1	広報担当は、災害専用サイトにて災害警戒本部の解除を広報する	M1-05-01 災害広報
避難指示発令等						

室・部		班		担当		摘要
4	本部連絡室は、第3配備体制を確保する	4-1	本部指令班は、第3配備体制を伝達する	4-1-1	本部運営担当は、第3配備体制の参集基準に該当する情報を覚知したとき、本部指令班長に第3配備体制を具申する	※ 参集基準と配備人員（資料集はじめに P3）
				4-1-2	本部運営担当は、担当班、担当職員に参集を伝達する	
				4-1-3	本部運営担当は、各事務所に第3配備体制を伝達する	
				4-1-4	本部運営担当は、移動系防災行政無線・電話により、消防団正副団長、本部長、副本部長、分団長に第3配備体制を伝達する	S1-01-02 災害時優先電話 S1-01-03 移動系防災行政無線個別番号
		4-2	本部指令班は、第3配備体制の参集状況を把握する	4-2-1	本部運営担当は、参集状況を取りまとめ、本部指令班長に報告する	
5	本部連絡室は、災害警戒本部を拡充する	5-1	本部指令班は、第3配備への移行に伴い災害警戒本部を拡充する	5-1-1	本部運営担当は、2階専用室、6階大会議室又は1階市民ホールに災害警戒本部を設置する	
				5-1-2	本部運営担当は、通信手段（電話、携帯電話、移動系防災行政無線）を確保する	S1-01-03 移動系防災行政無線個別番号
				5-1-3	本部運営担当は、各事務所や協力団体等に災害警戒本部を設置したことを連絡する	
				5-2	企画広報班は、災害警戒本部の設置を広報する	5-2-1
				5-2-2	広報担当は、災害専用サイトにて災害警戒本部の設置を広報する	
				局所的に被害発生等		
6	本部連絡室は、第4配備体制を確保する（警戒体制が第3配備の場合）	6-1	本部指令班は、第4配備体制を伝達する	6-1-1	本部運営担当は、第4配備体制の参集基準に該当する情報を覚知したとき、本部指令班長に第4配備体制を具申する	※ 参集基準と配備人員（資料集はじめに P3）
				6-1-2	本部運営担当は、担当班、担当職員に参集を伝達する	
				6-1-3	本部運営担当は、各事務所に第4配備体制を伝達する	

室・部		班		担当		摘要
				6-1-4	本部運営担当は、移動系防災行政無線・電話により、消防団正副団長、本部長、副本部長、分団長に第4配備体制を連絡する	S1-01-02 災害時優先電話 S1-01-03 移動系防災行政無線個別番号
		6-2	本部指令班は、第4配備体制の参集状況を把握する	6-2-1	本部運営担当は、参集状況を取りまとめ、本部指令班長に報告する	
7	本部連絡室は、災害対策本部を設置する	7-1	本部指令班は、災害警戒本部から災害対策本部へ移行する	7-1-1	本部運営担当は、2階専用室、6階大会議室又は1階市民ホールに災害対策本部を設置する	S1-02-10 関市災害対策本部に関する条例 S1-02-02 本部代替設置場所
				7-1-2	本部運営担当は、各事務所、地区支部、協力団体等に災害対策本部を設置したことを連絡する	
		7-2	企画広報班は、災害対策本部の設置を広報する	7-2-1	広報担当は、災害専用サイトにて災害対策本部の設置を広報する	M1-05-01 災害広報
		7-3	本部指令班は、必要に応じて地区支部の設置を指示する	7-3-1	本部運営担当は地区支部設置基準を満たしたことを確認し、本部指令班長に地区支部の設置を具申する	S1-02-07 地区支部の班編成と設置予定場所
				7-3-2	本部運営担当は、必要と認めた支所等に地区支部の設置を指示する	
		7-4	支所等は、地区支部を設置する	7-4-1	地区支部の本部総務担当は、支所等の1階に地区支部を設置する	
				7-4-2	地区支部の本部総務担当は、通信手段（電話、携帯電話、移動系防災行政無線）を確保する	S1-01-03 移動系防災行政無線個別番号
8	本部連絡室は、総合相談窓口を設置する	8-1	企画広報班は、総合相談窓口を設置する	8-1-1	相談窓口担当は、1階アトリウム内に総合相談窓口を設置する	S1-02-08 総合相談窓口
				8-1-2	相談窓口担当は、通信手段（電話）を確保する	
		8-2	企画広報班は、総合相談窓口の設置を周知させる	8-2-1	相談窓口担当は、各部、各機関に総合相談窓口の設置を通知する	
警報すべて発令又は広域に災害発生等						
9	本部連絡室は、第5配備体制を確保する	9-1	本部指令班は、第5配備体制を伝達する	9-1-1	本部運営担当は、第5配備体制の参集基準に該当する情報を覚知したとき、本部指令班長に第5配備体制を具申する	※ 参集基準と配備人員（資料集はじめに P3）

室・部		班		担当		摘要
				9-1-2	本部運営担当は、全職員に参集を伝達する	
				9-1-3	本部運営担当は、各事務所に第5配備体制を伝達する	
				9-1-4	本部運営担当は、移動系防災行政無線・電話により、消防団正副団長、本部長、副本部長、分団長に第5配備体制を連絡する	S1-01-02 災害時優先電話 S1-01-03 移動系防災行政無線個別番号
		9-2	本部指令班は、第5配備体制の参集状況を把握する	9-2-1	本部運営担当は、参集状況を取りまとめ、本部指令班長に報告する	
10	財務部は、システムの安全・機能を確保する	10-1	行政情報班は、庁内ネットワーク障害等に対するの応急対策を行う	10-1-1	電子情報担当は、システム障害の発生状況を把握する	
				10-1-2	電子情報担当は、各担当から情報収集が可能な体制を整備する	
		10-2	行政情報班は、情報通信施設の被害状況の確認、復旧対応を行う	10-2-1	電子情報担当は、情報通信施設の被害状況の確認、修繕手配を行う	
災害復旧終了等						
11	本部連絡室は、災害対策本部を解除し災害警戒本部へ移行する	11-1	本部指令班は、災害対策本部を解除し災害警戒本部へ移行する	11-1-1	本部運営担当は、災害対策本部の必要がなくなったことを確認した場合、本部指令班長に災害対策本部の解除及び災害警戒本部への移行を具申する	
				11-1-2	本部運営担当は、配備人員に災害警戒本部の解除及び災害警戒本部への移行を伝達する	
				11-1-3	本部運営担当は、各事務所や協力団体等に災害対策本部の解除及び災害警戒本部へ移行したことを連絡する	
		11-2	企画広報班は、災害対策本部の解除及び災害警戒本部への移行を広報する	11-2-1	広報担当は、災害専用サイトにて災害対策本部の解除及び災害警戒本部への移行を広報する	M1-05-01 災害広報
12	財務部は、事務作業・電子機器のサポート及びシステム被害に対するの応急対策を行う	12-1	行政情報班は、事務作業・電子機器のサポートを行う	12-1-1	事務管理担当は、災害関係文書・様式を印刷する	
				12-1-2	事務管理担当は、被害状況・対策実施状況を記録する	

室・部		班		担当		摘要
				12-1-3	電子情報担当は、被災者支援システムのデータ入力等のサポートを行う	
				12-1-4	電子情報担当は、電子計算機器業務の総括管理・安定化を行う	
		12-2	行政情報班は、システム被害に対しての応急対策を行う	12-2-1	電子情報担当は、システム障害の復旧手当を行う	



室・部		班		担当		摘要
地震発生						
1	各部は、身の回りの安全を確保する	1-1	各班は、自分の安全を守り来庁者の安全を確保する	1-1-1	職員は、自分の安全を守り来庁者を安全な場所に誘導する	
				1-1-2	職員は、庁舎内の被災者の有無を確認し、被災者がいる場合は救助する	
				1-1-3	職員は、火災を発見した場合は初期消火活動を実施し、必要に応じて消防へ通報する	
		1-2	各班は、職員の安全と人員数を確認し、本部指令班に報告する	1-2-1	職員は、指定場所に集合する	
2	財務部は、庁舎及びシステムの安全・機能を確保する	2-1	管財班は、庁舎の被害状況を確認する	2-1-1	財産管理担当は、庁舎の被害状況（建物の亀裂・損傷、設備の異常など）を確認し、必要に応じて応急対策を行う	
				2-1-2	財産管理担当は、危険箇所について立入禁止の措置を行う	

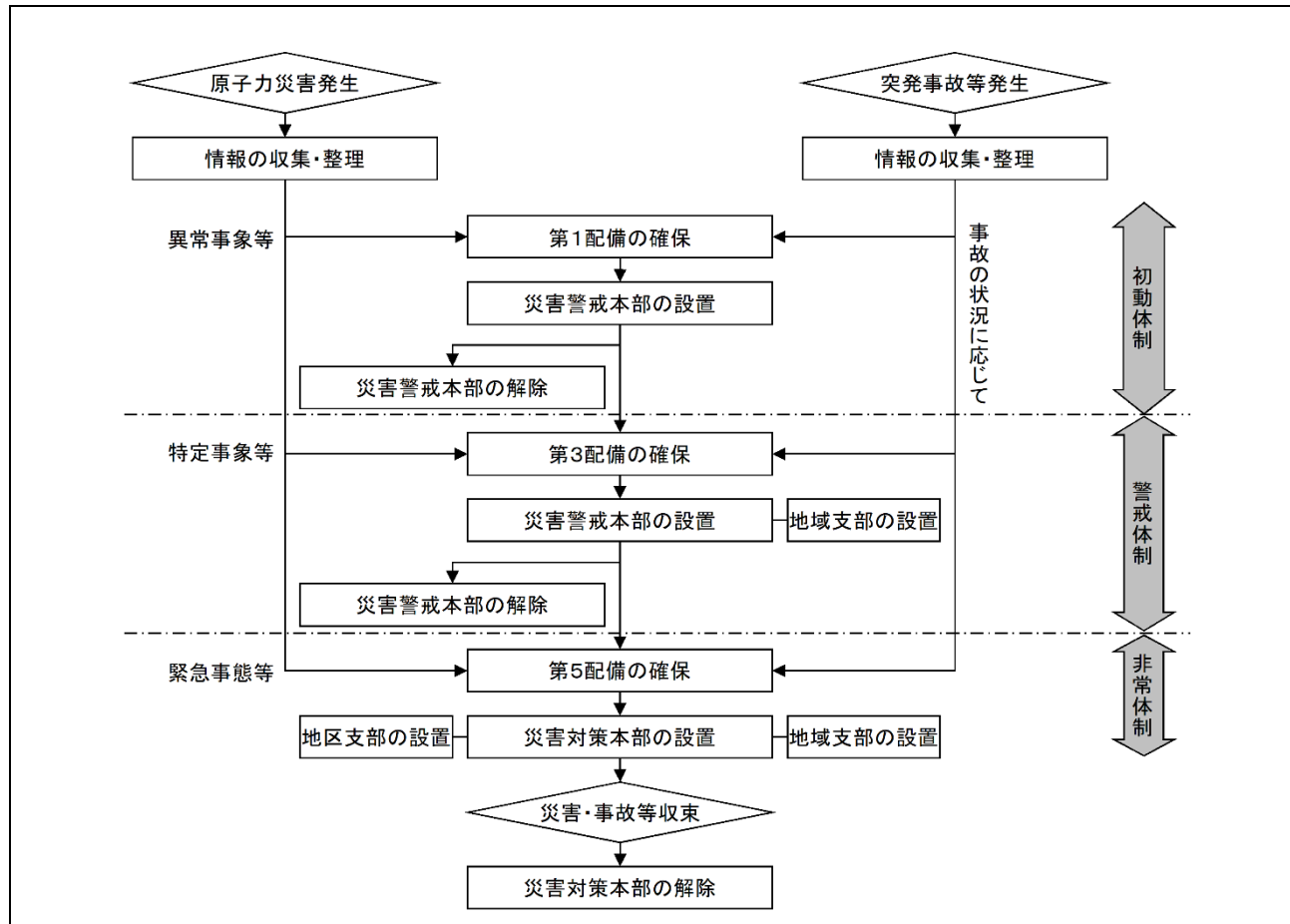
室・部		班		担当		摘要
		2-2	管財班は、庁舎の被害箇所に対して応急対策を行う	2-2-1	財産管理担当は、庁舎設備メンテナンス委託契約会社、警備委託会社に応急対策要員の確保を要請し、応急対策を指示する	
		2-3	管財班は、停電対策を行う	2-3-1	財産管理担当は、非常用電源装置の作動状況を確認する	
				2-3-2	財産管理担当は、非常用電源装置の燃料を確保する	
		2-4	行政情報班は、庁内ネットワーク障害等に対しての応急対策を行う	2-4-1	電子情報担当は、システム障害の発生状況を把握する	
				2-4-2	電子情報担当は、各担当から情報収集が可能な体制を整備する	
2-5	行政情報班は、情報通信施設の被害状況の確認、復旧対応を行う	2-5-1	電子情報担当は、情報通信施設の被害状況の確認、修繕手配を行う			
3	本部連絡室は、配備体制を判断する	3-1	本部指令班は、必要な情報を収集・整理し、配備体制を判断する	3-1-1	本部運営担当は、地震震度情報を収集する	
				3-1-2	本部運営担当は、収集した情報に基づき本部指令班長に必要な配備体制を具申する	
震度3発生						
4	本部連絡室は、第1配備体制を確保する	4-1	本部指令班は、第1配備体制を伝達する	4-1-1	本部運営担当は、担当班に地震発生報受信を連絡し、所管事項の災害・防災情報の収集・報告を指示する	S1-01-01 災害時連絡先 S1-01-02 災害時優先電話
				4-1-2	本部運営担当は、第1配備体制の参集基準に該当する情報を覚知したとき、本部指令班長に第1配備体制を具申する	※ 参集基準と配備人員（資料集はじめに P4）
				4-1-3	本部運営担当は、担当班、担当職員に参集を伝達する	
		4-2	本部指令班は、第1配備体制の参集状況を把握する	4-2-1	本部運営担当は、参集状況を取りまとめ、本部指令班長に報告する	
5	本部連絡室は、災害警戒本部を設置する	5-1	本部指令班は、災害警戒本部を設置する	5-1-1	本部運営担当は、危機管理課に災害警戒本部を設置する	

室・部		班		担当		摘要
				5-1-2	本部運営担当は、通信手段（電話、携帯電話、移動系防災行政無線）を確保する	S1-01-03 移動系 防災行政無線個別 番号
		5-2	本部指令班は、各事務所に地域支部の設置を指示する	5-2-1	本部運営担当は、各事務所に地域支部の設置を指示する	
		5-3	各事務所は、地域支部を設置する	5-3-1	地域支部の本部総務担当は、事務所の1階に地域支部を設置する	
				5-3-2	地域支部の本部総務担当は、通信手段（電話、携帯電話、移動系防災行政無線）を確保する	S1-01-03 移動系 防災行政無線個別 番号
震度4発生						
6	本部連絡室は、第3配備体制を確保する	6-1	本部指令班は、第3配備体制を伝達する	6-1-1	本部運営担当は、第3配備体制の参集基準に該当する情報を覚知したとき、本部指令班長に第3配備体制を具申する	※ 参集基準と配備人員（資料集はじめに P4）
				6-1-2	本部運営担当は、担当班・担当職員に参集を伝達する	
				6-1-3	本部運営担当は、各事務所に第3配備体制を伝達する	
				6-1-4	本部運営担当は、移動系防災行政無線・電話により、消防団正副団長、本部長、副本部長、分団長に第3配備体制を伝達する	S1-01-02 災害時 優先電話 S1-01-03 移動系 防災行政無線個別 番号
		6-2	本部指令班は、第3配備体制の参集状況を把握する	6-2-1	本部運営担当は、参集状況を取りまとめ、本部指令班長に報告する	
7	本部連絡室は、災害警戒本部を設置する	7-1	本部指令班は、災害警戒本部を設置する	7-1-1	本部運営担当は、2階専用室、6階大会議室又は1階市民ホールに災害警戒本部を設置する	
				7-1-2	本部運営担当は、通信手段（電話、携帯電話、移動系防災行政無線）を確保する	S1-01-03 移動系 防災行政無線個別 番号
				7-1-3	本部運営担当は、各事務所や協力団体等に災害警戒本部を設置したことを連絡する	
		7-2	本部指令班は、各事務所に地域支部の設置を指示する	7-2-1	本部運営担当は、各事務所に地域支部の設置を指示する	
		7-3	各事務所は、地域支部を設置する	7-3-1	地域支部の本部総務担当は、事務所の1階に地域支部を設置する	

室・部		班		担当		摘要		
				7-3-2	地域支部の本部総務担当は、通信手段（電話、携帯電話、移動系防災行政無線）を確保する	S1-01-03 移動系 防災行政無線個別 番号		
		7-4	本部指令班は、必要に応じて地区支部の設置を指示する	7-4-1	本部運営担当は地区支部設置基準を満たしたことを確認し、本部指令班長に地区支部の設置を具申する	S1-02-07 地区支 部の班編成と設置 予定場所		
				7-4-2	本部運営担当は、必要と認めた支所等に地区支部の設置を指示する			
		7-5	支所等は、地区支部を設置する	7-5-1	地区支部の本部総務担当は、支所等の1階に地区支部を設置する			
				7-5-2	地区支部の本部総務担当は、通信手段（電話、携帯電話、移動系防災行政無線）を確保する			
		7-6	企画広報班は、災害警戒本部の設置を広報する	7-6-1	広報担当は、市民、報道機関対応の広報体制を確保し、災害専用サイト開設する	M1-05-01 災害広 報		
				7-6-2	広報担当は、災害専用サイトにて災害警戒本部の設置を広報する			
		震度5弱以上発生						
		8	本部連絡室は、第5配備体制を確保する	8-1	本部指令班は、第5配備体制を伝達する	8-1-1	本部運営担当は、第5配備体制の参集基準に該当する情報を覚知したとき、本部指令班長に第5配備体制を具申する	※ 参集基準と配 備人員（資料集 はじめに P4）
						8-1-2	本部運営担当は、全職員に参集を伝達する	
8-1-3	本部運営担当は、各事務所に第5配備体制を伝達する							
8-1-4	本部運営担当は、移動系防災行政無線・電話により、消防団正副団長、本部長、副本部長、分団長に第5配備体制を連絡する					S1-01-02 災害時 優先電話 S1-01-03 移動系 防災行政無線個別 番号		
8-2	本部指令班は、第5配備体制の参集状況を把握する			8-2-1	本部運営担当は、参集状況を取りまとめ、本部指令班長に報告する			
9	本部連絡室は、災害対策本部を設置する	9-1	本部指令班は、災害対策本部を設置する	9-1-1	本部運営担当は、2階専用室、6階大会議室又は1階市民ホールに災害対策本部を設置する	S1-02-10 関市災 害対策本部に関す る条例 S1-02-02 本部代 替設置場所		

室・部		班		担当		摘要
				9-1-2	本部運営担当は、通信手段（電話、携帯電話、移動系防災行政無線）を確保する	S1-01-03 移動系 防災行政無線個別 番号
				9-1-3	本部運営担当は、各事務所や協力団体等に災害対策本部を設置したことを連絡する	
		9-2	本部指令班は、各事務所に地域支部の設置を指示する	9-2-1	本部運営担当は、各事務所に地域支部の設置を指示する	
		9-3	各事務所は、地域支部を設置する	9-3-1	地域支部の本部総務担当は、事務所の1階に地域支部を設置する	
				9-3-2	地域支部の本部総務担当は、通信手段（電話、携帯電話、移動系防災行政無線）を確保する	
		9-4	本部指令班は、地区支部の設置を指示する	9-4-1	本部運営担当は、支所等に地区支部の設置を指示する	
		9-5	支所等は、地区支部を設置する	9-5-1	地区支部の本部総務担当は、支所等の1階に地区支部を設置する	
				9-5-2	地区支部の本部総務担当は、通信手段（電話、携帯電話、移動系防災行政無線）を確保する	S1-01-03 移動系 防災行政無線個別 番号
		9-6	企画広報班は、災害対策本部の設置を広報する	9-6-1	広報担当は、市民、報道機関対応の広報体制を確保し、災害専用サイト開設する	M1-05-01 災害広 報
				9-6-2	広報担当は、災害専用サイトにて災害対策本部の設置を広報する	
10	本部連絡室は、総合相談窓口を設置する	10-1	企画広報班は、総合相談窓口を設置する	10-1-1	相談窓口担当は、1階アトリウム内に総合相談窓口を設置する	S1-02-08 総合相 談窓口
				10-1-2	相談窓口担当は、通信手段（電話）を確保する	
		10-2	企画広報班は、総合相談窓口の設置を周知させる	10-2-1	相談窓口担当は、各部、各機関に総合相談窓口の設置を通知する	
災害復旧終了等						
11	本部連絡室は、災害対策本部を解除し災害警戒本部へ移行する	11-1	本部指令班は、災害対策本部を解除し災害警戒本部へ移行する	11-1-1	本部運営担当は、災害対策本部の必要なくなったことを確認した場合、本部指令班長に災害対策本部の解除及び災害警戒本部への移行を具申する	
				11-1-2	本部運営担当は、配備人員に災害警戒本部の解除及び災害警戒本部への移行を伝達する	

室・部		班		担当		摘要
				11-1-3	本部運営担当は、各事務所や協力団体等に災害対策本部の解除及び災害警戒本部へ移行したことを連絡する	
		11-2	企画広報班は、災害対策本部の解除及び災害警戒本部への移行を広報する	11-2-1	広報担当は、災害専用サイトにて災害対策本部の解除及び災害警戒本部への移行を広報する	M1-05-01 災害広報
12	財務部は、事務作業・電子機器のサポート及びシステム被害に対するの応急対策を行う	12-1	行政情報班は、事務作業・電子機器のサポートを行う	12-1-1	事務管理担当は、災害関係文書・様式を印刷する	
				12-1-2	事務管理担当は、被害状況・対策実施状況を記録する	
				12-1-3	電子情報担当は、被災者支援システムのデータ入力等のサポートを行う	
				12-1-4	電子情報担当は、電子計算機業務の総括管理・安定化を行う	
		12-2	行政情報班は、システム被害に対するの応急対策を行う	12-2-1	電子情報担当は、システム障害の復旧手当を行う	



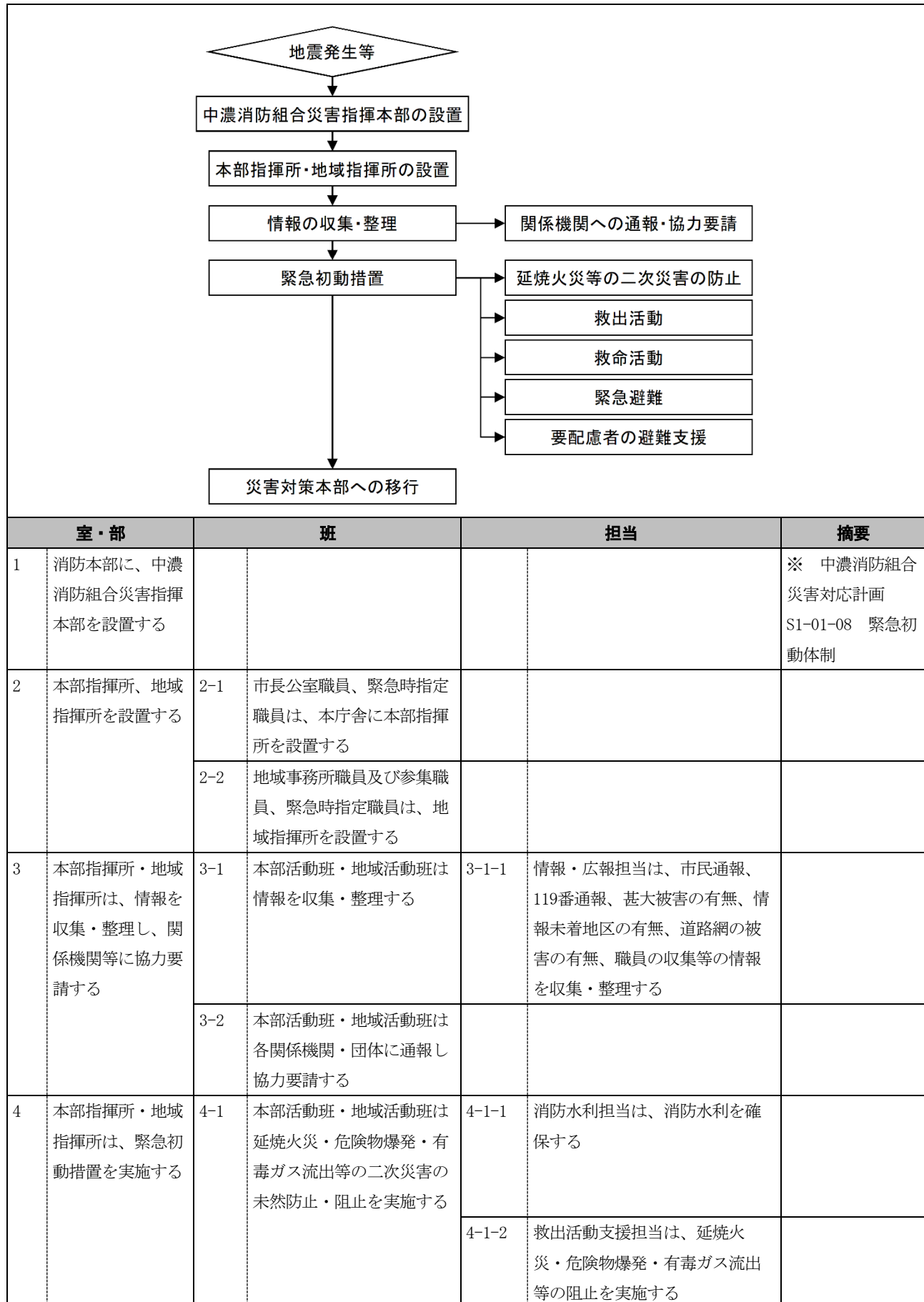
室・部		班		担当		摘要
原子力災害発生又は突発事故等発生						
1	本部連絡室は、配備体制を判断する	1-1	本部指令班は、必要な情報を収集・整理し、配備体制を判断する	1-1-1	本部運営担当は、原子力災害又は突発事故等の発生情報を収集・整理する	S1-01-09～14 各災害・事故時の初動対応
				1-1-2	本部運営担当は、収集した情報に基づき本部指令班長に必要な配備体制を具申する	※ 参集基準と配備人員（資料集はじめに P5）
原子力災害＝異常事象等、突発事故＝事故の状況に応じて						
2	本部連絡室は、第1配備体制を確保する	2-1	本部指令班は、第1配備体制を伝達する	2-1-1	本部運営担当は、担当班に原子力災害又は突発事故等の発生報受信を連絡し、所管事項の災害・防災情報の収集・報告を指示する	S1-01-09～14 各災害・事故時の初動対応
				2-1-2	本部運営担当は、第1配備体制の参集基準に該当する情報を覚知したとき、本部指令班長に第1配備体制を具申する	※ 参集基準と配備人員（資料集はじめに P5）
				2-1-3	本部運営担当は、担当班、担当職員に参集を伝達する	

室・部		班		担当		摘要
		2-2	本部指令班は、第1配備体制の参集状況を把握する	2-2-1	本部運営担当は、参集状況を取りまとめ、本部指令班長に報告する	
3	本部連絡室は、災害警戒本部を設置する	3-1	本部指令班は、災害警戒本部を設置する	3-1-1	本部運営担当は、危機管理課に災害警戒本部を設置する	
				3-1-2	本部運営担当は、通信手段（電話、携帯電話、移動系防災行政無線）を確保する	S1-01-03 移動系 防災行政無線個別 番号
原子力災害＝特定事象等、突発事故＝事故の状況に応じて						
4	本部連絡室は、第3配備体制を確保する	4-1	本部指令班は、第3配備体制を伝達する	4-1-1	本部運営担当は、第3配備体制の参集基準に該当する情報を覚知したとき、本部指令班長に第3配備体制を具申する	※ 参集基準と配備人員（資料集はじめに P5）
				4-1-2	本部運営担当は、担当班、担当職員に参集を伝達する	
				4-1-3	本部運営担当は、移動系防災行政無線・電話により、消防団正副団長、本部長、副本部長、分団長に第3配備体制を伝達する	S1-01-02 災害時 優先電話 S1-01-03 移動系 防災行政無線個別 番号
		4-2	本部指令班は、第3配備体制の参集状況を把握する	4-2-1	本部運営担当は、参集状況を取りまとめ、本部指令班長に報告する	
5	本部連絡室は、災害警戒本部を設置する	5-1	本部指令班は、災害警戒本部を設置する	5-1-1	本部運営担当は、2階専用室、6階大会議室又は1階市民ホールに災害警戒本部を設置する	
				5-1-2	本部運営担当は、通信手段（電話、携帯電話、移動系防災行政無線）を確保する	S1-01-03 移動系 防災行政無線個別 番号
				5-1-3	本部運営担当は、各事務所や協力団体等に災害警戒本部を設置したことを連絡する	
		5-2	本部指令班は、各事務所に地域支部の設置を指示する	5-2-1	本部運営担当は、各事務所に地域支部の設置を指示する	
		5-3	各事務所は、地域支部を設置する	5-3-1	地域支部の本部総務担当は、事務所の1階に地域支部を設置する	
				5-3-2	地域支部の本部総務担当は、通信手段（電話、携帯電話、移動系防災行政無線）を確保する	S1-01-03 移動系 防災行政無線個別 番号
		5-4	本部指令班は、必要に応じて地区支部の設置を指示する	5-4-1	本部運営担当は地区支部設置基準を満たしたことを確認し、本部指令班長に地区支部の設置を具申する	S1-02-07 地区支部の班編成と設置 予定場所

室・部		班		担当		摘要
				5-4-2	本部運営担当は、必要と認めた支所等に地区支部の設置を指示する	
		5-5	支所等は、地区支部を設置する	5-5-1	地区支部の本部総務担当は、支所等の1階に地区支部を設置する	
				5-5-2	地区支部の本部総務担当は、通信手段（電話、携帯電話、移動系防災行政無線）を確保する	S1-01-03 移動系防災行政無線個別番号
		5-6	企画広報班は、災害警戒本部の設置を広報する	5-6-1	広報担当は、市民、報道機関対応の広報体制を確保し、災害専用サイト開設する	M1-05-01 災害広報
				5-6-2	広報担当は、災害専用サイトにて災害警戒本部の設置を広報する	
原子力災害＝緊急事態等、突発事故＝事故の状況に応じて						
6	本部連絡室は、第5配備体制を確保する	6-1	本部指令班は、第5配備体制を伝達する	6-1-1	本部運営担当は、第5配備体制の参集基準に該当する情報を覚知したとき、本部指令班長に第5配備体制を具申する	※ 参集基準と配備人員（資料集はじめに P5）
				6-1-2	本部運営担当は、全職員に参集を伝達する	
				6-1-3	本部運営担当は、各事務所に第5配備体制を伝達する	
				6-1-4	本部運営担当は、移動系防災行政無線・電話により、消防団正副団長、本部長、副本部長、分団長に第5配備体制を連絡する	S1-01-02 災害時優先電話 S1-01-03 移動系防災行政無線個別番号
		6-2	本部指令班は、第5配備体制の参集状況を把握する	6-2-1	本部運営担当は、参集状況を取りまとめ、本部指令班長に報告する	
7	本部連絡室は、災害対策本部を設置する	7-1	本部指令班は、災害対策本部を設置する	7-1-1	本部運営担当は、2階専用室、6階大会議室又は1階市民ホールに災害対策本部を設置する	S1-02-10 関市災害対策本部に関する条例 S1-02-02 本部代替設置場所
				7-1-2	本部運営担当は、通信手段（電話、携帯電話、移動系防災行政無線）を確保する	S1-01-03 移動系防災行政無線個別番号
				7-1-3	本部運営担当は、各事務所、地区支部、協力団体等に災害対策本部を設置したことを連絡する	
		7-2	本部指令班は、地区支部の設置を指示する	7-2-1	本部運営担当は、支所等に地区支部の設置を指示する	

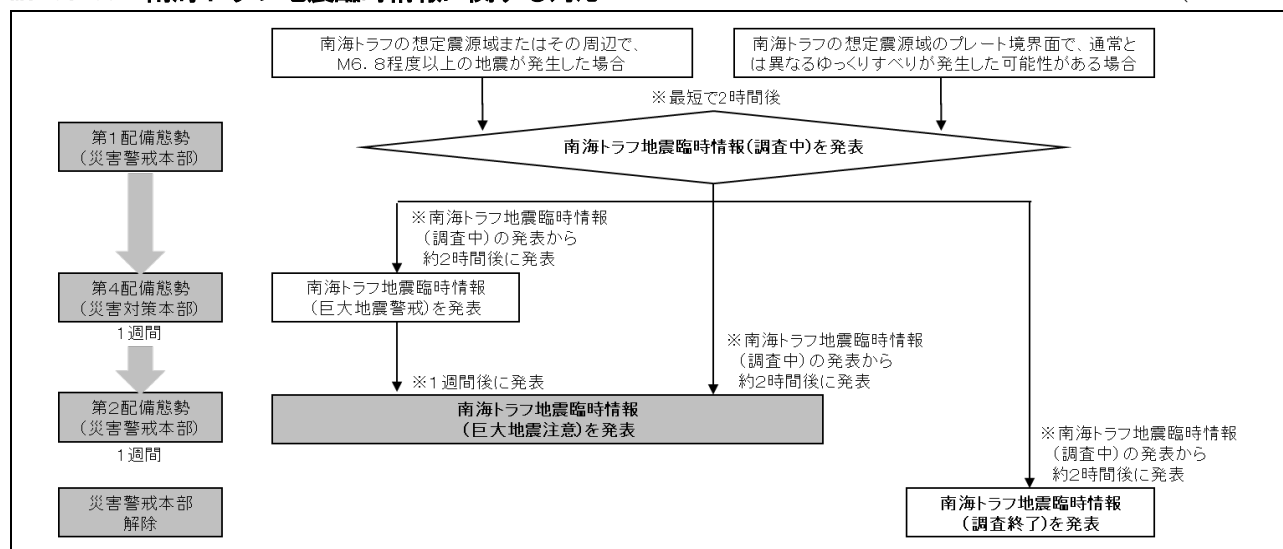
室・部		班		担当		摘要
		7-3	支所等は、地区支部を設置する	7-3-1	地区支部の本部総務担当は、支所等の1階に地区支部を設置する	
				7-3-2	地区支部の本部総務担当は、通信手段（電話、携帯電話、移動系防災行政無線）を確保する	S1-01-03 移動系防災行政無線個別番号
		7-4	企画広報班は、災害対策本部の設置を広報する	7-4-1	広報担当は、市民、報道機関対応の広報体制を確保し、災害専用サイト開設する	M1-05-01 災害広報
				7-4-2	広報担当は、災害専用サイトにて災害対策本部の設置を広報する	
8	本部連絡室は、総合相談窓口を設置する	8-1	企画広報班は、総合相談窓口を設置する	8-1-1	相談窓口担当は、1階アトリウム内に総合相談窓口を設置する	S1-02-08 総合相談窓口
				8-1-2	相談窓口担当は、通信手段（電話）を確保する	
		8-2	企画広報班は、総合相談窓口の設置を周知させる	8-2-1	相談窓口担当は、各部、各機関に総合相談窓口の設置を通知する	
9	財務部は、システムの安全・機能を確保する	9-1	行政情報班は、庁内ネットワーク障害等に対するの応急対策を行う	9-1-1	電子情報担当は、システム障害の発生状況を把握する	
				9-1-2	電子情報担当は、各担当から情報収集が可能な体制を整備する	
		9-2	行政情報班は、情報通信施設の被害状況の確認、復旧対応を行う	9-2-1	電子情報担当は、情報通信施設の被害状況の確認、修繕手配を行う	
原子力災害又は突発事故等の収束						
10	本部連絡室は、災害対策本部を解除し災害警戒本部へ移行する	10-1	本部指令班は、災害対策本部を解除し災害警戒本部へ移行する	10-1-1	本部運営担当は、災害対策本部の必要がなくなったことを確認した場合、本部指令班長に災害対策本部の解除及び災害警戒本部への移行を具申する	
				10-1-2	本部運営担当は、配備人員に災害警戒本部の解除及び災害警戒本部への移行を伝達する	
				10-1-3	本部運営担当は、各事務所や協力団体等に災害対策本部の解除及び災害警戒本部へ移行したことを連絡する	
		10-2	企画広報班は、災害対策本部の解除及び災害警戒本部への移行を広報する	10-2-1	広報担当は、災害専用サイトにて災害対策本部の解除及び災害警戒本部への移行を広報する	M1-05-01 災害広報

室・部		班		担当		摘要
11	財務部は、事務作業・電子機器のサポート及びシステム被害に対するの応急対策を行う	11-1	行政情報班は、事務作業・電子機器のサポートを行う	11-1-1	事務管理担当は、災害関係文書・様式を印刷する	
				11-1-2	事務管理担当は、被害状況・対策実施状況を記録する	
				11-1-3	電子情報担当は、被災者支援システムのデータ入力等のサポートを行う	
				11-1-4	電子情報担当は、電子計算機業務の総括管理・安定化を行う	
		11-2	行政情報班は、システム被害に対するの応急対策を行う	11-2-1	電子情報担当は、システム障害の復旧手当を行う	



室・部		班		担当		摘要
		4-2	本部活動班・地域活動班は救出活動を実施する	4-2-1	救出活動支援担当は、周辺住民の協力のもと生き埋め者の救出活動を実施する	
				4-2-2	救出活動支援担当は、地元建設業者等へ重機類等の提供を依頼する	
		4-3	本部活動班・地域活動班は救命活動を実施する	4-3-1	医療救護担当は、重傷者の応急的な手当を実施する	
				4-3-2	医療救護担当は、中濃厚生病院・関中央病院等の災害時医療救護体制、その他の高度医療可能病院・人工透析機関等を確保する	
				4-3-3	医療救護担当は、拠点救護所への医薬品・機材・水・輸血用製剤・血液等の供給協力をする	
		4-4	本部活動班・地域活動班は緊急避難を実施する	4-4-1	避難支援担当は、自治会・自主防災組織と協力し避難所を確保する	
				4-4-2	避難支援担当は、延焼火災、危険物爆発、有毒ガス流出、土砂崩れ等のおそれがある場合は、二次避難誘導を実施する	
		4-5	本部活動班・地域活動班は要配慮者の避難を支援する	4-5-1	要配慮者担当、高齢者担当及び乳幼児・保育園児担当は、福祉避難所等を確保する	
				4-5-2	要配慮者担当、高齢者担当及び乳幼児・保育園児担当は、要配慮者の避難に必要な資機材・要員を確保する	
		4-6	本部活動班・地域活動班は緊急輸送道路を確保する	4-6-1	道路啓開班は、県・国・警察と連携し、道路啓開・交通規制を実施する	
				4-6-2	道路啓開班は、指定緊急避難道路を確保する	
5	災害対策本部へ移行する					

(R5. 3. 31)



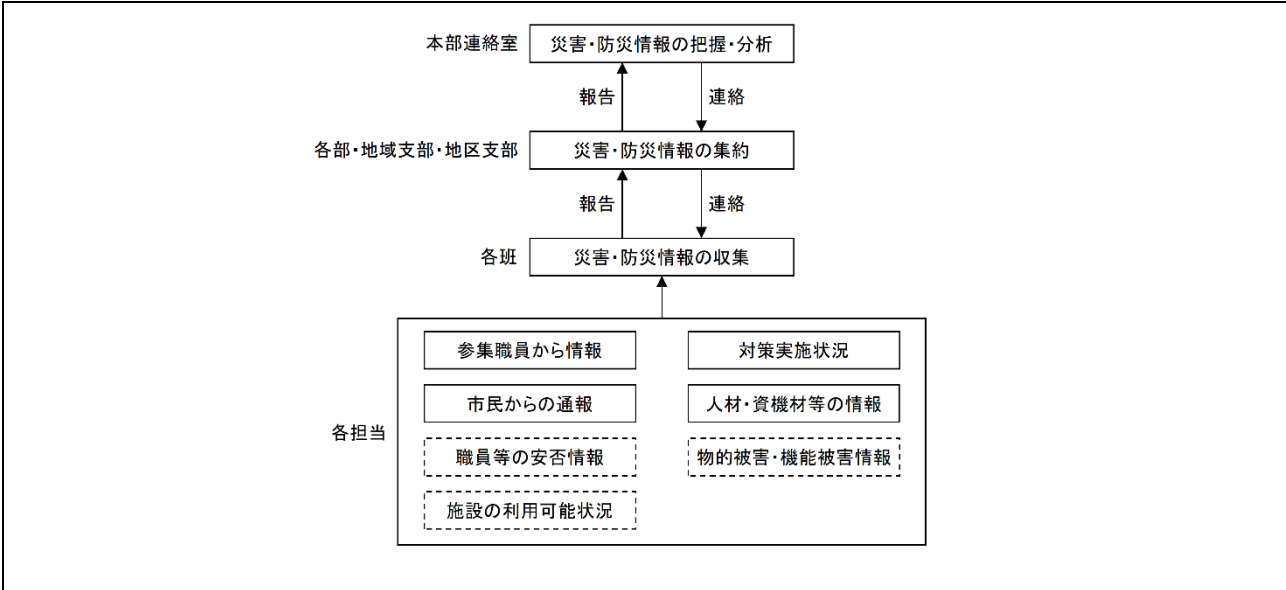
室・部		班		担当		摘要
南海トラフ地震臨時情報（調査中）発表						
1	本部連絡室は、第1配備体制を確保する	1-1	本部指令班は、第1配備体制を伝達する	1-1-1	本部運営担当は、庁内放送、庁内電話又は職員用メールにより、参集を伝達する	※参集基準と配備人員（資料集 はじめに P4） S1-01-05 南海トラフ地震に関連する情報
		1-2	本部指令班は、第1配備体制の参集状況を把握する	1-2-1	本部運営担当は、参集状況を取りまとめ、本部指令班長に報告する	
2	本部連絡室は、災害警戒本部を設置する	2-1	本部指令班は、災害警戒本部を設置する	2-1-1	本部運営担当は、2階専用室、6階大会議室又は1階市民ホールに災害警戒本部を設置する	
				2-1-2	本部運営担当は、通信手段（電話、携帯電話、移動系防災行政無線）を確保する	S1-01-03 移動系防災行政無線個別番号
		2-2	本部指令班は、各事務所に地域支部を設置する	2-2-1	本部運営担当は、各事務所に地域支部の設置を指示する	
		2-3	各事務所は、地域支部を設置する	2-3-1	地域支部の本部総務担当は、事務所の1階に地域支部を設置する	
				2-3-2	地域支部の本部総務担当は、通信手段（電話、携帯電話、移動系防災行政無線）を確保する	S1-01-03 移動系防災行政無線個別番号
3	本部連絡室は、情報の伝達に備える	3-1	本部指令班は、情報の収集・伝達を行う	3-1-1	本部運営担当は、南海トラフ地震臨時情報の収集に努め、来庁者への情報提供及び関係部局に連絡する	
		3-2	本部指令班は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）情報又は（巨大地震警	3-2-1	本部運営担当は、市民に対し、南海トラフ地震臨時情報（調査中）の発表を伝達し、今後の情	S1-05-02 南海トラフ地震臨時情報発表時の広報

室・部		班		担当		摘要
			戒) 情報の発表に備える		報発表に注意を促す また、職員に対し、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）又は南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の発表に備えるよう伝達し、所要の準備を進めるよう伝達する	
4	各部は、身の回りの安全を確保し、通常の業務を行う	4-1	各班は、自分の安全を守り来庁者の安全を確保する	4-1-1	職員は、自分の安全を守り、来庁者の安全を確保する	
		4-2	各班は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）又は南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の発表に備え、通常の業務を行う	4-2-1	職員は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）又は南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の発表に備え、関係機関との情報交換を行いつつ、安全に配慮しながら、通常の業務を行う	
南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）発表						
5	本部連絡室は、第2配備体制を確保する	5-1	本部指令班は、第2配備体制を伝達する	5-1-1	本部運営担当は、庁内放送、庁内電話又は職員用メールにより、参集を伝達する	
				5-1-2	本部運営担当は、各事務所に第2配備体制を伝達する	
		5-2	本部指令班は、第2配備体制の参集状況を把握する	5-2-1	本部運営担当は、参集状況を取りまとめ、本部指令班長に報告する	
6	本部連絡室は、情報を収集し伝達する	6-1	本部指令班は、必要な情報を収集・整理し、市民及び関係部局に情報を伝達する	6-1-1	本部運営担当は、関係機関と連携を密にし、南海トラフ地震臨時情報の収集に努め、来庁者に対して情報を伝達する 市民に対しては、日常生活を行いつつ、全ての住民が日頃から地震への備えの再確認など地震発生に注した行動をとるとともに、個々の状況に応じ「できるだけ安全な行動」をとることを防災行政無線、あんしんメール、関市ホームページ等を利用し呼びかける	S1-05-02 南海トラフ地震臨時情報発表時の広報
7	各部は、身の回りの安全を確保し、通常の業務を行う	7-1	各班は、自分の安全を守り来庁者の安全を確保する	7-1-1	職員は、自分の安全を守り、来庁者の安全を確保する	

室・部		班		担当		摘要
		7-2	各班は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が収まるまで、通常の業務を行う	7-2-1	職員は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）を受け、関係機関との情報交換を行いつつ、安全に配慮しながら、通常の業務を行う	
南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表						
8	本部連絡室は、第4配備体制を確保する	8-1	本部指令班は、第4配備体制を伝達する	8-1-1	本部運営担当は、庁内放送、庁内電話又は職員用メールにより、参集を伝達する	
				8-1-2	本部運営担当者は、各事務所に第4配備体制を伝達する	
				8-1-3	本部運営担当は、移動系防災行政無線・電話により、消防団正副団長、本部長、副本部長、分団長に第4配備体制を連絡する	S1-01-02 災害時優先電話 S1-01-03 移動系防災行政無線個別番号
		8-2	本部指令班は、第4配備体制の参集状況を把握する	8-2-1	本部運営担当は、参集状況を取りまとめ、本部指令班長に報告する	
9	本部連絡室は、災害対策本部を設置する	9-1	本部指令班は、災害対策本部を設置する	9-1-1	本部運営担当は、2階専用室、6階大会議室又は1階市民ホールに災害対策本部を設置する	S1-02-10 関市災害対策本部に関する条例 S1-02-02 本部代替設置場所
				9-1-2	本部運営担当は、通信手段（電話、携帯電話、移動系防災行政無線）を確保する	S1-01-03 移動系防災行政無線個別番号
				9-1-3	本部運営担当は、各事務所や協力団体等に災害対策本部を設置したことを連絡する	
		9-2	本部指令班は、地区支部を設置する	9-2-1	本部運営担当は、必要な地区支部の設置準備を指示する	
				9-2-2	地区支部の本部総務担当は、支所等の1階に地区支部を設置する	
				9-2-3	地区支部の本部総務担当は、通信手段（電話、携帯電話、移動系防災行政無線）を確保する	S1-01-03 移動系防災行政無線個別番号
		9-3	企画広報班は、災害対策本部の設置を広報する	9-3-1	広報担当は、市民、報道機関対応の広報体制を確保し、災害専用サイトを開設する	M1-05-01 災害広報
				9-3-2	広報担当は、災害専用サイトにて災害対策本部の設置を広報する	

室・部		班		担当		摘要
10	教育部は、避難所を開設する	10-1	教育総務班は、避難所の開設の準備をする	10-1-1	避難所担当は、避難所となる施設管理者に、施設の開錠、避難所の開設準備を指示する	
				10-1-2	避難所担当は、本部、地域支部に避難所開設・運営要員の派遣を要請する	
		10-2	教育総務班は、本部長に避難所の開設を報告する			
11	教育部は、避難所に避難者を受入れる			11-1-1	避難所担当は、避難所を開門する	
				11-1-2	避難所担当は、避難者名簿を作成する	
				11-1-3	避難所担当は、本部長に、避難所開設の日時、施設名、収容状況、人員等を報告する	
12	本部連絡室は、情報を収集し伝達する	12-1	本部指令班は、必要な情報を収集・整理し、市民及び関係部局に情報を伝達する	12-1-1	本部運営担当は、関係機関と連絡を密にし、南海トラフ地震臨時情報の収集に努め、来庁者に対して情報を伝達する 市民に対しては、後発地震の発生に備え、個々の状況に応じて身の安全を守るための行動を防災行政無線、あんしんメール、関市ホームページ等を利用し呼びかける	S1-05-02 南海トラフ地震臨時情報発表時の広報
13	本部連絡室は、避難情報を伝達する	13-1	本部指令班は、住民に避難を呼びかける	13-1-1	本部運営担当は、後発地震の発生で避難を検討すべき、土砂災害のリスクのある地域の住民及び耐震性の不足するリスクのある住宅に居住する住民に対し、事前の避難行動を防災行政無線、あんしんメール、関市ホームページ等を利用し呼びかける	S1-05-02 南海トラフ地震臨時情報発表時の広報
14	財務部は、庁舎の安全・機能を確保する	14-1	管財班は、庁舎を確認し、応急対策を行う	14-1-1	財産管理担当は、庁舎建物の異常等を確認する 必要に応じて応急対策を行う	
				14-1-2	財産管理担当は、危険箇所について立入禁止の措置を行う	
		14-2	管財班は、停電対策を行う	14-2-1	財産管理担当は、非常用電源装置の作動状況を確認する	
				14-2-2	財産管理担当は、非常用電源装置の燃料を確保する	
15	各部は、身の回りの安全を確保し、	15-1	各班は、自分の安全を守り来庁者の安全を確保する	15-1-1	職員は、自分の安全を守り、来庁者の安全を確保する	

室・部		班		担当		摘要
	通常の業務を行う	15-2	各班は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が収まるまで、通常の業務を行う	15-2-1	職員は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）を受け、関係機関との情報交換を行いつつ、安全に配慮しながら、通常の業務を行う	
南海トラフ地震臨時情報（調査終了）発表						
16	本部連絡室は、災害警戒本部を解除する	16-1	本部指令班は、災害警戒本部を解除する	16-1-1	本部運営担当は、災害警戒本部の必要がなくなったことを確認した場合、本部指令班長に災害警戒本部の解除を具申する	
				16-1-2	本部運営担当は、配備人員に災害警戒本部の解除を伝達する	
				16-1-3	本部運営担当は、各事務所や協力団体等に災害対警戒部の解除を連絡する	
		16-2	企画広報班は、災害警戒本部の解除を広報する	16-2-1	広報担当は、災害専用サイトにて災害警戒本部の解除を広報する	S1-05-01 災害広報事項



室・部		班		担当		摘要
1	各部は、情報収集・連絡体制を確保する	1-1	各班は、各連絡責任者を指定する			S1-04-02 情報収集・連絡体制
		1-2	各班は、専用電話・専任担当者を配置する			
		1-3	各班は、本部指令班要員（本部連絡員）及び災害情報調査連絡員を確保する			
2	各部は、災害・防災情報を集約し、本部指令班に報告する	2-1	各班は、班内で集約した災害・防災情報を各部責任班に報告する（即時報告、重要報告、定時報告）	2-1-1	各担当は、参集職員からの居住地区・参集途上における情報を集約する	S1-04-01 災害情報の把握と報告 S1-04-03 情報項目 S1-04-06 被害状況判定の基準 F1-04-01 関市の報告等様式
				2-1-2	各担当は、市民からの電話による通報内容を集約する	
				2-1-3	各担当は、人員、資機材、施設等に関する情報、災害警戒・対策実施状況に関する情報を収集する	
				2-1-4	各担当は、所管施設の来所者、入所者、職員等の安否情報を集約する	
				2-1-5	各担当は、所管施設の物的被害・機能被害の有無を確認する	

室・部		班		担当		摘要
				2-1-6	各担当は、所管施設が防災対策基幹施設として利用可能かどうか確認する	
3	本部連絡室は、連絡体制を確保する	3-1	本部指令班は、代替通信連絡手段を確保する	3-1-1	本部運営担当は、有線通信、移動系防災行政無線等が使用不可の場合、消防無線、警察無線等の代替通信連絡手段を確保する	
4	本部連絡室は、災害・防災情報を収集・整理し、各部に連絡する	4-1	本部指令班は、災害・防災情報を収集・整理する	4-1-1	本部運営担当は、各部から災害・防災情報を収集する	
				4-1-2	本部運営担当は、消防本部から119番通報状況を収集する	
				4-1-3	本部運営担当は、消防本部から各地区における災害・防災情報を収集する	
				4-1-4	本部運営担当は、地域支部・地区支部を通じて、参集職員、市民からの災害・防災情報を収集する	
				4-1-5	本部運営担当は、収集した災害・防災情報を分析、整理する	
		4-2	本部指令班は、災害・防災情報を連絡する（即時報告、重要報告、定時報告）	4-2-1	本部運営担当は、整理した災害・防災情報を本部長（災害警戒本部長，災害対策本部長）に連絡する	
				4-2-2	本部運営担当は、整理した災害・防災情報を各部に連絡する	
				4-2-3	本部運営担当は、整理した災害・防災情報を県に報告する	S1-04-04 県への報告 S1-04-05 火災・災害等即報
		4-3	本部指令班は、収集した情報をもとに、配備体制、危険区域、災害警戒・対策等の内容や規模を想定する			

```
graph TD; A[情報の収集・整理] --> B[広報内容の決定]; A --> C[広報資料の提供指示]; B --> D[広報の実施]; D --> E[要配慮者向け広報の実施]; D --> F[庁内放送による広報]; D --> G[同報無線・巡回による広報]; D --> H[災害情報専用サイトによる広報]; D --> I[広報紙の発行・配布]; E --> J[ボランティアの確保]; E --> K[広報資料の作成・配付]; E --> L[報道機関への対応];
```

室・部		班		担当		摘要
1	本部連絡室は、広報内容を決定する	1-1	企画広報班は、広報すべき内容を収集・整理する	1-1-1	広報担当は、各部に広報資料の提供を指示する	S1-05-01 災害広報事項
				1-1-2	広報担当は、広報すべき内容を検討し、広報資料を作成する	S1-05-02 災害時の広報文例
2	本部連絡室は、広報を実施する	2-1	企画広報班は、庁内への広報を実施する	2-1-1	広報担当は、庁内放送により広報内容を放送する	
				2-2	企画広報班は、地域への広報を実施する	
		2-2		2-2-1	広報担当は、同報無線により広報内容を放送する	
				2-2-2	広報担当は、巡回広報班を編成し広報車による巡回広報を実施する	
		2-3	企画広報班は、災害専用サイトを開設し、広報内容を公開する	2-3-1	広報担当は、災害専用サイトを開設する	
				2-3-2	広報担当は、災害専用サイトに広報内容を公開し随時更新する	
		2-4	企画広報班は、広報紙を発行、配布する	2-4-1	広報担当は、編集要員、印刷業者を確保する	
				2-4-2	広報担当は、コピー機、インク、紙を調達する	
2-4-3	広報担当は、広報せき被災者生活支援情報を発行、配布する					
3	本部連絡室は、要配慮者向け広報を実施する	3-1	企画広報班は、要配慮者向け広報体制を確立する	3-1-1	広報担当は、福祉政策班の協力のもと関市社会福祉協議会に、手話・点字ボランティアの確保を要請する	
				3-1-2	広報担当は、市民協働班の協力のもと関市国際交流協会に、通訳・翻訳ボランティアの確保を要請する	

室・部		班		担当		摘要
		3-2	企画広報班は、要配慮者向け広報資料を作成、配布する	3-2-1	広報担当は、要配慮者向けの広報資料を作成、配布する	
4	本部連絡室は、報道機関に対応する	4-1	企画広報班は、報道機関対応の準備を実施する	4-1-1	広報担当は、共同記者会見所、臨時記者詰所、報道機関対応窓口を開設する	S1-05-03 報道機関への発表・協力の要請
				4-1-2	広報担当は、記者発表資料を作成する	
		4-2	企画広報班は、報道機関に広報協力を依頼する	4-2-1	広報担当は、シーシーエヌ(株)、テレビ局、ラジオ局、新聞社に広報活動用資料を提供する	
		4-3	企画広報班は、報道機関への対応を実施する	4-3-1	広報担当は、臨時記者詰所において、シーシーエヌ(株)、テレビ局、ラジオ局、新聞社に、記者発表資料を提供する	
				4-3-2	広報担当は、記者発表資料を中濃県事務所に送付する	
5	本部長は、市民向け緊急声明を発表する	5-1	企画広報班は、緊急声明発表を判断する	5-1-1	広報担当は、緊急声明の必要性を検討する	S1-05-04 市民向け緊急声明の発表
				5-1-2	広報担当は、緊急声明による要請内容を整理する	
		5-2	企画広報班は、本部長に、市民向け緊急声明の発表を具申する			
		5-3	企画広報班は、本部長の意思決定に基づき、緊急声明発表を実施する	5-3-1	広報担当は、報道機関に、緊急声明発表への協力を要請する	

[各部] 応援要請事項の検討・判断 [本部連絡室] 応援要請事項の調整 ↓ 県・国・自衛隊への応援要請 [常備消防部] 応援要請事項の調整 ↓ 緊急消防援助隊への応援要請 [各部] 協力要請事項の調整 ↓ 所管関係団体への協力要請					
室・部	班	担当	摘要		
1	1-1	各班は、班内で応援要請すべき事項（要請先、内容、必要人員数、期間等）を検討・判断する			
	1-2	各班は、本部指令班に、県・国・自衛隊や所管関係団体等への応援要請事項を報告する			
2	2-1	本部指令班は、自衛隊の派遣要請を検討する	2-1-1	本部運営担当は、自衛隊の災害派遣が必要な項目を整理する	S1-06-01 自衛隊派遣基準
	2-2	本部指令班は、本部長に自衛隊の派遣要請を具申する			S1-06-02 自衛隊派遣要請手順 F1-06-01 自衛隊の災害派遣要請に関する様式
	2-3	本部指令班は、応援要請事項を調整し、県・国に応援要請する	2-3-1	本部運営担当は、県・国への応援要請事項を調整し、応援要請する	S1-06-06 防災機関・団体への応援要請 ※ 岐阜県災害時広域受援計画
			2-3-2	本部運営担当は、県に対して職員の応援要請する	S1-06-07 県に対する職員応援要請
3	3-1	消防本部班は、応援要請事項を調整し、応援消防隊及び緊急消防援助隊の応援を要請する			S1-06-08 緊急消防援助隊等応援要請
4	4-1	本部指令班は、災害支援団体等への応援・協力要請事項を調整し、要請する	4-1-1	本部運営担当は、災害応援協定等の災害支援団体に対して関係所管部(班)を通じて応援要請する	S1-06-09 協力団体
			4-1-2	本部運営担当は、市内民間団体、自主防災組織、事業所に協力要請する	S1-06-11 民間団体・防災組織等への協力要請

室・部		班		担当		摘要
				4-1-3	本部運営担当は、関係所管部(班)を通じて市の事業を行う委託契約会社に要員確保を要請する	
5	財務部は、要員確保を要請する	5-1	管財班は、委託会社等に要員確保を要請する	5-1-1	財産管理担当は、庁舎等設備メンテナンス委託契約会社、警備委託会社等に要員確保を要請する	
6	本部連絡室は、必要に応じて災害対策作業員を確保する	6-1	本部指令班は、災害対策作業員を雇用する	6-1-1	本部運営担当は、災害対策のための職員・団員が不足した場合、災害対策作業員の雇い上げを実施する	S1-06-12 災害対策作業員の雇用
		6-2	本部指令班は、災害対策作業員の従事命令・協力命令を発令する	6-2-1	本部運営担当は、職員・団員が不足し、災害対策作業員の雇い上げでも不足した場合や緊急で暇がないと認める場合は、従事命令や協力命令を発令する	S1-06-13 従事命令
7	本部連絡室は、自衛隊や派遣職員の受入れ体制を確保する	7-1	秘書班は、自衛隊の受入れ体制を確保する	7-1-1	応援職員等受入れ担当は、集結場所・野営地を確保する	S1-06-03 自衛隊受入れ手順 S1-06-14 防災ヘリコプター緊急離着陸場
				7-1-2	応援職員等受入れ担当は、車両・資機材を確保する	
				7-1-3	応援職員等受入れ担当は、自衛隊を目的地へ誘導する	
		7-2	秘書班は、派遣職員の受入れ体制を確保する	7-2-1	応援職員等受入れ担当は、派遣職員の宿泊施設を確保する	
				7-2-2	応援職員等受入れ担当は、派遣職員への厚生業務を実施する	
8	本部長は、知事に自衛隊の撤収を要請する	8-1	本部指令班は、自衛隊の撤収を検討する	8-1-1	本部運営担当は、自衛隊の活動時状況を把握する	S1-06-04 自衛隊救援活動内容
				8-1-2	本部運営担当は、自衛隊撤収のための要請事項を整理する	S1-06-05 自衛隊撤収手順
		8-2	本部指令班は、本部長に自衛隊の撤収要請を具申する			

<pre> graph TD A{大規模災害発生} -- "[本部連絡室]" --> B[災害対策本部の設置] B --> C[議会部へ通知] C -- "[議会部]" --> D[市議会議長へ連絡] C --> E[相互協力要請] D --> F[議会災害対策本部の設置・運営支援(市議会議長判断)] E --> G[相互協力体制の確立] F --> G </pre>			
室・部	班	担当	摘要
1	本部連絡室は、市議会との相互協力体制を確立する	1-1	本部指令班は、災害対策本部を設置した旨を議会部に通知する
		1-1-1	本部運営担当は、災害対策本部を設置した旨を議会部に通知する
		1-2	本部指令班は、市議会災害対策本部に対して、相互協力を要請する
2	議会部は、市議会議長に市災害対策本部が設置された旨を連絡する	2-1	議会班は、市議会議長に市災害対策本部を設置した旨を連絡する
3	議会部は、議会災害対策本部の設置・運営支援を行う	3-1	議会班は、市議会議長に議会災害対策本部設置の有無を確認する
		3-2	議会班は、議会災害対策本部の設置・運営支援を行う
		3-3	議会班は、議会災害対策本部を設置した旨を市災害対策本部に報告する

隣接市町境界付近災害発生

[本部連絡室]

情報の収集・整理

隣接市町との連絡調整ルート確保

隣接市町との情報交換

相互協力要請

相互協力体制の確立

室・部		班		担当		摘要
1	本部連絡室は、情報を収集・整理し隣接市町との情報交換を行う	1-1	本部指令班は、隣接市町境界付近などにおける情報を収集・整理する	1-1-1	本部運営担当は、各部から隣接市町境界付近などにおける災害情報、防災情報を収集・整理する	
		1-2	本部指令班は、隣接市町との情報交換を行う	1-2-1	本部運営担当は、隣接市町との連絡手段を確保する	S1-07-02 隣接市町との相互協力
				1-2-2	本部運営担当は、隣接市町との情報交換を行う	
2	本部連絡室は、隣接市町との相互協力体制を確立する	2-1	本部指令班は、隣接市町に相互協力を要請する			



室・部		班		担当		摘要
3	本部連絡室は、ヘリコプターによる輸送体制を確保する	3-1	本部指令班は、ヘリコプターの派遣要請を検討する	3-1-1	交通担当は、被害情報等に基づき、ヘリコプター派遣要請の必要性を検討する	
		3-2	本部指令班は、本部長に、ヘリコプター派遣要請を具申する			
		3-3	本部指令班は、臨時ヘリポートを開設する	3-3-1	交通担当は、臨時ヘリポート開設予定地の被害状況を把握する	S1-08-03 臨時ヘリポート開設候補地
				3-3-2	交通担当は、各部、地域支部、各機関に、臨時ヘリポートの設営協力を要請する	S1-08-02 特別輸送業務体制
				3-3-3	交通担当は、中濃県事務所、県防災課に、ヘリポート開設完了を報告する	
4	市民環境部は、救援物資集配拠点を確保する	4-1	市民班は、救援物資集配拠点を設置する	4-1-1	支援物資担当は、救援物資集配拠点候補施設の施設管理者に、協力を要請する	S1-08-04 救援物資集配拠点の候補地
				4-1-2	支援物資担当は、救援物資集配拠点の開設・管理協力のためのボランティア要員を呼びかける	
				4-1-3	支援物資担当は、県トラック協会濃飛支部等の協定運送業者に、救援物資の受入れ・仕分け・保管・配送業務の協力を要請する	
5	常備消防部及び非常備消防部は、ボート類による輸送体制を確保する	5-1	消防本部班及び消防団本部班は、ボート類を調達する			

M1-09-01 応急資機材等の調整・確保

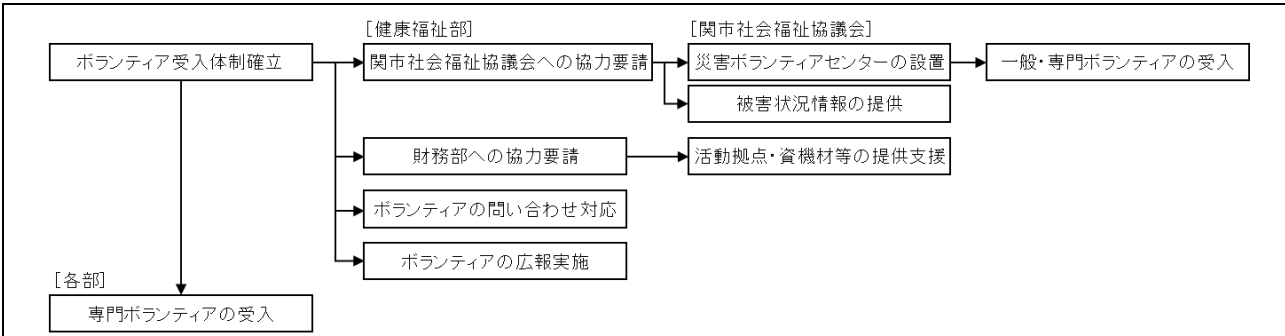
(R5. 3. 31)



室・部		班		担当		摘要
				4-2-4	発注支援担当は、協力業者に暖房用燃料の供給先の指定を要請する	

M1-10-01 ボランティアの受入れ

(R5. 3. 31)



室・部	班	担当	摘要
1 健康福祉部は、ボランティアの受入れ体制を確立する	1-1 福祉政策班は、関係機関・部に、ボランティアの受入れのための協力を要請する	1-1-1 ボランティア担当は、関市社会福祉協議会に、災害ボランティアセンターの設置を指示する	S1-10-01 ボランティアの受入れ
		1-1-2 ボランティア担当は、関市社会福祉協議会に、ボランティアニーズ情報の提供を要請する	
		1-1-3 ボランティア担当は、財務部に、ボランティアの活動拠点・資機材等の提供を要請する	
	1-2 福祉政策班は、ボランティアに関する問い合わせに対応する	1-2-1 ボランティア担当は、市内外からの問い合わせに対応する	
	1-3 福祉政策班は、ボランティアに関する広報を実施する	1-3-1 ボランティア担当は、企画広報班に、ボランティアの受入れに関する広報を依頼する	
2 各部は、専門ボランティアを受入れる	2-1 各班は、県・登録団体・協定団体を通じて、各班が所掌する分野の専門ボランティアを受入れる		

※災害ボランティアセンターの設置については、本部と関市社会福祉協議会からの被害状況情報を基に協議し決定する。

中濃消防組合災害指揮本部の設置 初期活動の実施 消火活動の実施 ↓ ↓ ↓ ↓ 車両・資機材の確保 連絡体制の確保 消防車・救急車等の出動準備 消防水利の確保			
室・部	班	担当	摘要
1 常備消防部は、消防本部に、中濃消防組合災害指揮本部を設置する			※ 中濃消防組合災害対応計画
2 常備消防部は、初期活動を実施する	2-1 消防本部班は、車両・資機材を確保する		
	2-2 消防本部班は、有線電話の通話を統制する		
	2-3 消防本部班は、全無線局を開局・点検する		
	2-4 消防本部班は、消防車・救急車・広報車等の出動を準備する		
	2-5 消防本部班は、消防水利を確保する		S2-01-06 消防水利の確保順位
3 常備消防部、非常備消防部は、火災対策を実施する	3-1 消防本部班、消防署・分署・所班は、消火活動を実施する		S2-01-05 中濃消防組合災害出場規程
	3-2 消防団本部班、各分団班は、消火活動を実施する		S2-01-08 火災対策における消防団の活動
4 常備消防部は、緊急消防援助隊の応援を要請する	4-1 消防本部班は、緊急消防援助隊の応援を要請する		S1-06-08 緊急消防援助隊等応援要請
	4-2 消防本部班は、緊急消防援助隊進出拠点に連絡要員を配置する		
	4-3 消防本部班は、緊急消防援助隊に、活動方針及び水利等の情報提供、指示をする		※ 岐阜県緊急消防援助隊受援計画
5 本部長は、火災・災害等即報要領に基づく報告を実施する			S1-04-05 火災・災害等即報 F2-01-01 火災・災害等即報要領様式

水災に関する情報の収集・整理

↓

水防本部の設置

↓

避難情報の発令

↓

水防資機材等の調達

↓

水防活動の実施

↓

水防活動記録の作成・水防報告

→

災害警戒本部の設置

室・部		班		摘要	
水災対策については、水防計画により対応する				S2-02-01	水防計画の総則
				S2-02-02	水防本部の活動及び組織
				S2-02-03	水防本部及び水防隊の任務分担
1	水防本部連絡室（本部連絡室）は、水災に関する情報を収集・整理し、伝達する	1-1	本部指令班は、県防災課、岐阜・美濃土木事務所、岐阜・美濃水防支隊等を通じて気象予警報、洪水予報、特別警戒水位到達情報、水防警報等を収集・整理する	S2-02-04	水防危険区域の想定
		1-2	本部指令班は、指揮監（副本部長）に各種警報・注意報、水位情報等を伝達する	S2-02-05	予報警報の種類
		1-3	本部指令班は、企画広報班に、各種警報・注意報、水位情報等に関する市民向け広報を依頼する	S1-01-04	警報・注意報発表基準一覧
				S2-02-06	洪水予報の種類と基準
				S2-02-07	水防警報の種類と基準
				S2-02-08	気象予報等の情報収集
2	水防本部連絡室（本部連絡室）は、配備体制を確保し、水防本部を設置する			S2-02-02	水防本部の活動及び組織
				S2-02-03	水防本部及び水防隊の任務分担
				S2-02-09	水防本部及び水防隊の配備体制
				M1-01-01	初動対応・組織運用・対策要員の確保（風水害）
3	水防本部連絡室（本部連絡室）は、避難情報の発令、警戒区域の設定を実施する	3-1	本部指令班は、避難指示を発令する	S2-02-10	避難指示・警戒区域・決壊
		3-2	本部指令班は、警戒区域を設定する	M2-08-01	緊急避難
		3-3	本部指令班は、堤防その他の施設が決壊したときは、県各水防支隊、中濃県事務所長、氾濫する方向の隣接水防管理団体等に通報する	S2-02-10	避難指示・警戒区域・決壊
				S2-02-10	避難指示・警戒区域・決壊
4	水防基盤整備部（基盤整備部）、各水防地域支部（地域支部）、各水防地区支部（地区支部）は水防活動に必要な水防資機材等を調達する	4-1	水防基盤整備部資材班、各水防地域支部、各水防地区支部は、水防活動に必要な水防資機材等を各地域内の水防協力建設業者・水防資材取扱業者等より調達する	S2-02-12	水防倉庫及び備蓄資材
				S2-02-13	水防用土砂採取場
				S2-02-14	水防資機材等の調達
				M1-09-01	応急資機材等の調整・確保

室・部		班		摘要
5	水防隊（常備消防部・非常備消防部）は、水防活動を実施する			S2-02-11 消防団水防隊活動区分 S2-02-16 水防標識及び身分証票 S2-02-17 協力及び応援要請 S2-02-18 水防関係機関等連絡先 S2-02-19 水防協力団体 S2-02-20 費用負担と公用負担
6	水防隊（常備消防部・非常備消防部）は、水防活動の記録を作成する			S2-02-21 水防記録と水防報告
7	水防本部長（本部長）は、水防報告を美濃土木事務所長に報告し、水防記録として保管する			S2-02-21 水防記録と水防報告

[本部連絡室]

情報の収集

避難情報の発令

[基盤整備部]

巡視・状況調査

安全対策の実施

警戒員の配置

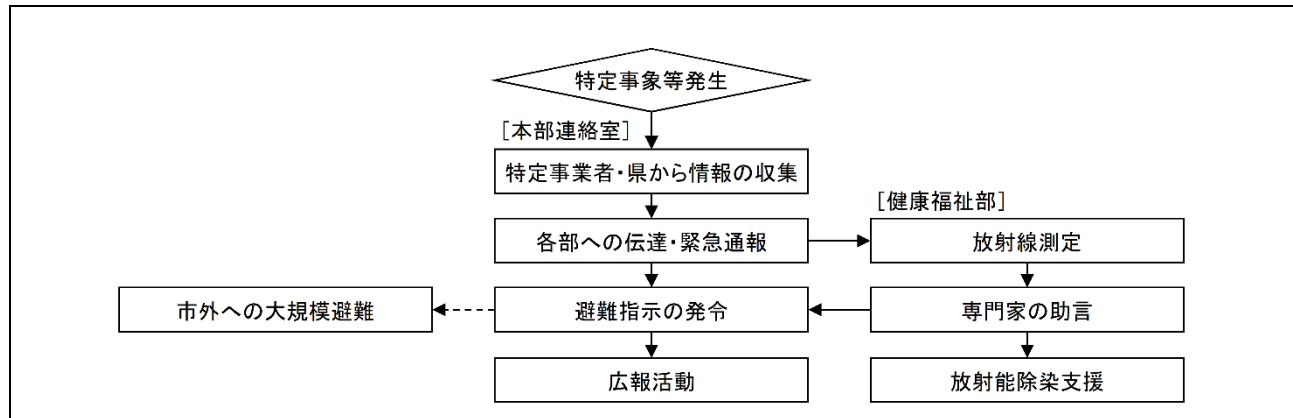
危険箇所への立入禁止措置

危険箇所への落石・防雨対策

室・部		班		担当		摘要
1	本部連絡室は、土砂災害に関する情報に基づき避難情報を発令する	1-1	本部指令班は、土砂災害に関する情報を収集・整理する	1-1-1	本部運営担当は、急傾斜地崩壊危険箇所、土石流危険渓流、山地災害危険地区の危険箇所に関する情報を収集・整理する	
				1-1-2	本部運営担当は、地域別警戒雨量、県土砂災害監視システムによる土砂災害警戒のための雨量に関する情報を収集・整理する	
		1-2	本部指令班は、避難指示を発令する	1-2-1	避難担当は、土砂災害危険箇所に関する情報に基づき、避難指示を発令する	S2-08-01 警戒区域の設定 S2-08-02 避難に関する情報
		1-3	本部指令班は、土砂災害に関する情報を提供する	1-3-1	本部運営担当は、土砂災害に関する情報を整理し土木班に連絡する	
2	基盤整備部は、土砂災害による二次災害を防止する	2-1	土木班は、巡視及び状況調査を実施する	2-1-1	土木施設担当は、巡視を実施し、土砂災害危険箇所、その付近の状況を調査する	S2-03-02 巡視による情報収集項目
				2-2	土木班は、安全対策を実施する	2-2-1
		2-2-2	土木施設担当は、関係者（道路・施設管理者等）と連携し危険箇所の通行・立入禁止措置を実施する			
		2-2-3	土木施設担当は、シート保護等の落石対策、防雨対策を実施する			
		2-2-4	土木施設担当は、危険が予想される箇所に、変位計・傾斜計等のセンサーを設置する			
		2-2-5	土木施設担当は、危険建物沿道通行措置を実施する			
		2-2-6	土木施設担当は、所有者の了解を得た上で、幹線道路沿道の危険建物、ブロック塀を取り壊す			

室・部		班		担当		摘要
				2-2-7	土木施設担当は、ブロック塀の 倒壊危険箇所に標識を設置する	





室・部	班	担当	摘要
1 本部連絡室は、情報を収集・整理し伝達・通報する	1-1 本部指令班は、放射性物質・原子力災害等に関する情報を収集・整理し、各部に伝達する	1-1-1 本部運営担当は、特定事業者・県から放射性物質・原子力災害による災害情報を収集・整理する	
		1-1-2 本部運営担当は、各部に放射性物質・原子力災害による災害情報を伝達する	
	1-2 本部指令班は、放射性物質・原子力災害等に関する情報を消防本部・警察署に緊急通報する		
2 健康福祉部は、放射線測定を行う	2-1 市民健康班は、放射線測定を行う	2-1-1 救護所・病院担当は、放射線測定器により、放射線測定を行う	
3 健康福祉部は、専門家より助言をもらう	3-1 市民健康班は、専門家より助言をもらう	3-1-1 救護所・病院担当は、測定値や入手した情報などを専門家に伝え、適切な助言をもらう	
4 本部連絡室は、避難指示を発令・伝達する	4-1 本部指令班は、避難指示発令する 必要に応じて警戒区域を設定する	4-1-1 避難担当は、放射性物質・放射線量等に応じて、避難の必要となる地区の市民・事業所に避難指示を発令する	S2-08-02 避難に関する情報
		4-1-2 避難担当は、必要に応じて警戒区域を設定し、区域内の住民に退去を命じる	S2-08-01 警戒区域の設定
	4-2 本部指令班は、放射性物質・放射線量等に関する広報活動を実施する	4-2-1 本部運営担当は、企画広報班に、放射性物質・放射線量等に関する市民向け広報を依頼する	
5 本部連絡室は、状況に応じて市外への避難の対応を実施する	5-1 本部指令班は、状況に応じて市外への避難の対応を実施する	5-1-1 本部運営担当は、県災害対策本部及び災害支援協定自治体に対して市外への避難についての応援を要請する	
6 健康福祉部は、放射性物質の除染支援を行う	6-1 市民健康班は、放射性物質の除染支援を行う	6-1-1 救護所・病院担当は、関係機関及び専門家の助言をもとに、放射性物質の除染支援を行う	

[本部連絡室]

救急・救助事案発生情報の収集

[常備消防部]

救助用資機材の調達

救急・救助活動

[健康福祉部]

搬送先医療機関の確保

室・部		班		担当		摘要
1	本部連絡室は、情報を収集・整理し連絡する	1-1	本部指令班は、救急・救助事案発生情報を収集・整理し連絡する	1-1-1	本部運営担当は、救急・救助事案発生情報を収集・整理する	
				1-1-2	本部運営担当は、市民健康班、消防本部班、消防署・分署・所班に、救急・救助事案発生情報を連絡する	
2	常備消防部は、救急・救助活動を実施する	2-1	消防本部班、消防署・分署・所班は、救助活動用資機材の提供を要請する			S2-07-01 救急・救助対策における緊急調達資機材
		2-2	消防本部班、消防署・分署・所班は、救急搬送・救助活動を実施する			S2-07-02 救急・救助対策における消防対策部門の活動
3	健康福祉部は、搬送先医療機関を確保する	3-1	市民健康班は、各医療機関の収容可能人数を確認し、搬送先医療機関を確保する	3-1-1	救護所・病院担当は、各医療機関に、収容可能人数を確認する	※ 市民健康班災害時活動マニュアル
				3-1-2	救護所・病院担当は、救急指定病院、第2次搬送先収容医療機関を確保する	

[本部連絡室] 行方不明者情報の収集 ↓ [教育部] 避難所での情報収集 → 検索依頼・届出 ↓ [市民環境部] 行方不明者名簿の作成支援 → 行方不明者名簿の作成 ↓ 行方不明者名簿の提供 → [常備消防部] 行方不明者捜索活動 ↓ 行方不明者名簿の公開						
室・部	班	担当	摘要			
1	1-1	企画広報班は行方不明者・安否不明者情報を収集する	1-1-1	行方不明者担当は、行方不明者・安否不明者情報を収集する		
			1-1-2	行方不明者担当は、行方不明者・安否不明者の検索依頼・届出を受け付ける		
	1-2	企画広報班は行方不明者・安否不明者名簿を作成する	1-2-1	行方不明者担当は、検索依頼届出、避難所記録簿等をもとに、行方不明者・安否不明者名簿を作成する		
2	2-1	教育総務班及び小中学校班、関商工高等学校班は、避難所における行方不明者・安否不明者情報を収集する	2-1-1	避難所担当は、避難所等における行方不明者・安否不明者情報を収集し、企画広報班の協力をする		
3	3-1	市民班は、行方不明者・安否不明者名簿の作成に協力する	3-1-1	住民・戸籍担当は、行方不明者・安否不明者名簿作成に協力する		
4	4-1	企画広報班は行方不明者・安否不明者名簿を捜索活動実施者に提供する	4-1-1	行方不明者担当は、常備消防部、非常備消防部、警察署、自衛隊等に、行方不明者・安否不明者名簿を提供する		
5	5-1	消防署・分署・所班及び各分団班は、警察署、自衛隊と協力して行方不明者・安否不明者を捜索する				
6	6-1	市民健康班は、死者の情報を企画広報班へ提供する	6-1-1	救護所・病院担当は、死者名簿を作成して企画広報班へ提供する		
7	7-1	企画広報班は、行方不明者・安否不明者・死者情報を県へ提供し、県が精査したリストの提示を受ける	7-1-1	行方不明者担当者は、行方不明者・安否不明者・死者名簿を作成し、県へ提供する	S1-05-05	災害時における行方不明者・安否不明者・死者の氏名公表

室・部		班		担当		摘要
				7-1-2	行方不明者担当は、行方不明者・安否不明者・死者名簿を市民班へ提供し、住民基本台帳における支援措置の有無について照会する ※死者については、遺族の同意を確認すること	
		7-2	企画広報班は行方不明者・安否不明者・死者について公表可能な情報を県へ提供する	7-2-1	行方不明者担当は、照会した行方不明者・安否不明者・死者情報を整理して、公表可能な情報を県へ提供する	

本部連絡室

情報の収集・整理

危険区域・安全区域の設定

避難指示の発令

常備消防部

避難路の安全確保

避難誘導の実施

健康福祉部

避難行動要支援者の有無の確認

室・部		班		担当		摘要
1	本部連絡室は、情報を収集・整理し危険区域等を設定する	1-1	本部指令班は、緊急避難に関する情報を収集・整理する	1-1-1	本部運営担当は、道路、橋梁、避難施設等に関する情報を収集・整理する	
		1-2	本部指令班は、警戒区域を設定する	1-2-1	避難担当は、収集した情報に基づき警戒区域を設定する	S2-08-01 警戒区域の設定
2	本部連絡室は、避難指示を発令し避難誘導の実施を指示する	2-1	本部指令班は、高齢者等避難、避難指示を発令する	2-1-1	避難担当は、収集した情報に基づき、高齢者等避難、避難指示を発令する	S2-08-02 避難に関する情報
				2-1-2	避難担当は、企画広報班に、危険区域・安全区域、緊急避難に関する市民向け広報を依頼する	
		2-2	本部指令班は、避難誘導の実施を指示する	2-2-1	避難担当は、常備消防部、非常備消防部に、避難誘導員の配置、避難誘導の実施を指示する	
		2-3	本部指令班は、避難所の開設準備をする	2-3-1	避難担当は、避難所等に指定市職員を派遣する	
3	健康福祉部は、要配慮者のうち避難行動要支援者の避難の実施を指示する	3-1	福祉政策班は、避難行動要支援者の有無を確認し、避難の実施を指示する	3-1-1	要配慮者担当は、避難対象地区における災害危険区域内の避難行動要支援者の有無を確認する	M4-02-01 要配慮者等の救援対策
				3-1-2	要配慮者担当は、常備消防部、非常備消防部に、避難行動要支援者の避難の実施を指示する	
4	常備消防部、非常備消防部は、避難誘導を実施する	4-1	消防本部班、消防署・分署・所班、消防団本部班、各分団班は、避難誘導員を配置し、避難誘導・要配慮者の優先避難・事前避難を実施する			S2-08-03 避難誘導時の留意事項 S2-08-04 避難場所・避難所一覧

[基盤整備部] 情報収集・状況調査 ↓ 交通規制の実施 ↓ 迂回ルートの設定 ↓ 道路・橋梁の応急復旧措置 [本部連絡室] 情報の収集・整理 ↓ 交通規制に関する広報 情報収集・状況調査 ↔ 情報の収集・整理							
室・部		班		担当		摘要	
1	基盤整備部は、交通支障箇所を調査し交通規制を実施する	1-1	建設総務班は、交通支障箇所の情報収集し、状況を調査する	1-1-1	ライフライン担当は、本部指令班を通じて、交通支障箇所に関する情報を収集する	S3-01-02 異常気象時通行規制区間	
				1-1-2	ライフライン担当は、市内道路の交通支障箇所の状況を調査する		
		1-2	建設総務班は、交通規制を実施する	1-2-1	ライフライン担当は、交通規制、迂回路について検討する	S3-01-01 交通規制の実施責任者 S3-01-03 風水害時の交通規制 S3-01-04 地震時の交通規制	
				1-2-2	ライフライン担当は、交通規制区域を指定する		
				1-2-3	ライフライン担当は、関係警察署に、一般車両の通行規制措置を要請する		
				1-2-4	ライフライン担当は、通行止め看板、迂回案内板、セーフティコーン等を設置する		
				1-2-5	ライフライン担当は、路上障害物の仮置場を確保する	S3-01-05 交通規制実施のための施設の確保	
				1-2-6	ライフライン担当は、車両一時退避スペースを確保する		
		1-3	建設総務班は、交通支障箇所の状況等を報告する	1-3-1	ライフライン担当は、本部指令班に、交通支障箇所の状況、交通規制に関する情報を報告する		
				1-3-2	ライフライン担当は、本部長に、交通支障箇所の状況、交通規制に関する情報を報告する		
2	基盤整備部は、迂回ルートを設定する	2-1	建設総務班は、迂回ルートを設定する	2-1-1	ライフライン担当は、広域的応援受入れのための搬入・搬出ルート、迂回ルートを設定する		
				2-1-2	ライフライン担当は、迂回ルートマップを作成、配布する		

室・部		班		担当		摘要
3	本部連絡室は、交通規制情報等を広報する	3-1	本部指令班は、交通規制情報等を収集・整理する	3-1-1	本部運営担当は、建設総務班、関係警察署、道路管理者を通じて交通規制等に関する情報を収集・整理する	
		3-2	企画広報班は、交通規制情報を広報する	3-2-1	広報担当は、災害専用サイト、広報紙等により、交通支障箇所、交通規制情報、迂回路を広報する	
				3-2-2	広報担当は、避難所の掲示板に交通情報を掲示する	
4	基盤整備部は、応急復旧措置を実施し、緊急輸送道路を確保する	4-1	土木班は、道路・橋梁等の応急復旧措置を実施する	4-1-1	土木施設担当は、道路の応急復旧計画を作成する	S3-01-06 道路・橋梁等の応急復旧措置
				4-1-2	土木施設担当は、契約検査班を通じて応急復旧用資機材を調達する	M1-09-01 応急資機材等の調整・確保
				4-1-3	土木施設担当は、土木業者に、道路応急復旧作業を指示する	
		4-2	土木班及び建設総務班は、緊急輸送道路を確保する	4-2-1	土木施設担当及びライフライン担当は、関係機関と協力し、第1順位の指定道路から順次緊急輸送道路を確保する	S3-01-08 指定緊急輸送路一覧

[本部連絡室] 情報の収集・整理 [基盤整備部] 道路通行支障箇所の把握 ↓ 障害物除去作業の要請 河川・排水路機能支障箇所の把握 ↓ 障害物除去作業の要請					
室・部	班	担当	摘要		
1	本部連絡室は、情報を収集・整理し伝達する	1-1-1	本部運営担当は、基盤整備部、地域支部を通じて道路障害物に関する情報を収集・整理し、土木班に伝達する		
		1-1-2	本部運営担当は、基盤整備部、産業経済部、地域支部を通じて河川、公共下水道・排水路障害物に関する情報を収集・整理し、土木班に伝達する		
2	基盤整備部は、道路障害物の除去作業を実施する	2-1	土木班は、道路の通行支障箇所を把握し道路管理者に障害物除去作業を要請する		
		2-1-1	土木施設担当は、通行支障箇所の情報（路線名・箇所・拡大の有無・迂回路線の有無）を把握する		
		2-1-2	土木施設担当は、本部長、道路管理者に、通行支障箇所の情報を報告する		
		2-1-3	土木施設担当は、道路管理者に、所管道路の障害物除去作業を要請する	S3-02-01 道路上の障害物除去手順	
3	基盤整備部は、河川・排水路の除去作業を実施する	3-1	土木班は、河川・排水路の機能支障箇所を把握し河川等管理者に障害物除去作業を要請する		
		3-1-1	土木施設担当は、機能支障箇所の情報（箇所・拡大の有無）を把握する		
		3-1-2	土木施設担当は、本部長、美濃土木事務所に、障害物による河川等機能支障箇所の情報（河川等名・箇所）を報告する		
		3-1-3	土木施設担当は、河川等管理者に、所管河川・排水路の障害物作業を要請する		

[基盤整備部]

情報収集・状況調査

復旧計画の作成

応急復旧の実施

被害状況に関する広報

復旧等に関する広報

室・部		班		担当		摘要
1	基盤整備部は、上水道施設の被害状況を把握、報告する	1-1	水道班は、上水道施設の被害状況を把握する	1-1-1	上水道施設担当は、本部指令班等を通じて、上水道施設の被害状況を収集する	
				1-1-2	上水道施設担当は、取水、導水、浄水、送水、配水の各施設についての被害状況を調査する	
				1-1-3	上水道施設担当は、上水道施設の被害状況を整理する	
		1-2	水道班は、上水道施設の被害状況を報告する	1-2-1	上水道施設担当は、本部長に、被害状況を報告する	
				1-2-2	上水道施設担当は、企画広報班に、被害状況を報告し、市民向け広報の実施を依頼する	
2	基盤整備部は、上水道施設の応急復旧を実施する	2-1	水道班は、上水道施設の復旧計画を作成し、復旧見込み等を広報する	2-1-1	上水道施設担当は、被害状況をもとに、上水道施設の復旧計画を作成する	S3-03-01 上水道施設の応急復旧
				2-1-2	上水道施設担当は、企画広報班に、復旧見込み、応急給水の実施予定等に関する市民向け広報を依頼する	
		2-2	水道班は、上水道施設の応急復旧を実施する	2-2-1	上水道施設担当は、施工業者に出勤を要請する	
				2-2-2	上水道施設担当は、施工業者による応急復旧を監督する	
				2-2-3	上水道施設担当は、隣接市町、関係会社に協力を要請する	
				2-2-4	上水道施設担当は、応急復旧完了後、充水又は試運転を行い、洗浄・消毒したうえで通水する	

情報の収集・整理 ↓ 電力会社・電気通信事業者への応急復旧要請 → 復旧等に関する広報					
室・部	班	担当	摘要		
1	本部連絡室は、電力・電話に関する情報を収集・整理する	1-1	本部指令班は、電力・電話に関する情報を収集・整理する	1-1-1	本部運営担当は、電力施設・電話施設の被災状況、停電、電話の不通に関する情報を収集・整理する
2	本部連絡室は、電力会社、電話会社に応急復旧を要請する	2-1	本部指令班は、電力会社に応急復旧を要請する	2-1-1	本部運営担当は、中部電力岐阜支店に、電力施設の被災状況や停電に関する情報を提供し電力施設の応急復旧を要請する
		2-2	本部指令班は、電話会社に応急復旧を要請する	2-2-1	本部運営担当は、NTT西日本岐阜支店に、電話施設の被災状況や電話の不通に関する情報を提供し電話施設の応急復旧を要請する
3	財務部は、情報・通信会社に応急復旧を要請する	3-1	行政情報班は、情報・通信会社に応急復旧を要請する	3-1-1	電子情報担当は、シーシーエヌ株式会社等に情報通信施設の被災状況や通信障害に関する情報を提供し情報通信施設の応急復旧を要請する
4	本部連絡室は、電力施設、電話施設、情報通信施設に関する広報を実施する	4-1	本部指令班は、電力施設、電話施設、情報通信施設に関する広報を実施する	4-1-1	本部運営担当は、企画広報班に、被災状況、復旧見込み等の市民向け広報を依頼する
5	電力会社は、被害甚大地域への電気の供給を停止する				
6	電話施設は、電話の緊急連絡機能を確保する				
7	電力会社、電話施設は、本復旧を実施する				

情報の収集・整理

↓

危険区域の設定

↓

避難指示の発令

↓

LPガス供給業者への応急復旧要請

→

復旧等に関する広報

室・部		班		担当		摘要
1	本部連絡室は、LPガス施設に関する情報を収集・整理する	1-1	本部指令班は、LPガス施設に関する情報を収集・整理する	1-1-1	本部運営担当は、LPガス施設の被災状況、ガス漏れ発生状況の情報を収集・整理する	
2	本部連絡室は、二次災害を防止する	2-1	本部指令班は、危険区域を設定し、避難指示を発令する	2-1-1	避難担当は、ガス漏れ発生状況の情報に基づき危険区域を設定する	
				2-1-2	避難担当は、避難指示を発令する	
3	本部連絡室は、LPガス施設の応急復旧を要請する	3-1	本部指令班は、二次災害発生の危険がなくなったことを確認し、LPガス供給業者に応急復旧を要請する	3-1-1	本部運営担当は、LPガス供給業者を通じて、ガス漏れによる火災爆発等の恐れがなくなったことを確認する	
				3-1-2	本部運営担当は、LPガス供給業者に、LPガス施設の応急復旧を要請する	S3-03-05 LPガス販売事業者による災害対策
		3-2	本部指令班は、LPガス施設に関する広報を実施する	3-2-1	本部運営担当は、企画広報班に、LPガス施設の被災状況、復旧見込み等の市民向け広報を依頼する	
4	LPガス販売事業者は、応急復旧、本復旧対策を実施する					

教職員・児童・生徒の安否確認

↓

安否不明者リスト等の作成

学校施設の被災状況調査

↓

安全措置・応急補修の実施

↓

避難所の開設

↓

応急的ケアの実施

↓

応急教育の実施

↓

学校の再開

→

実施場所の確保

→

教職員の確保

→

学用品の確保

室・部		班		担当		摘要	
1	教育部は、安否を確認し、リストを作成する	1-1	学校教育班は、安否を確認する	1-1-1	児童・生徒担当は、教職員・児童・生徒の安否情報を収集する	S3-04-01 児童・生徒・教職員の安否確認	
		1-2	学校教育班は、リストを作成する	1-2-1	児童・生徒担当は、教職員・児童・生徒の安否不明者リストを作成する		
				1-2-2	児童・生徒担当は、疎開児童・生徒リストを作成する		
2	学校施設管理者は、避難所開設の準備をする	2-1	学校施設管理者は、校内の被災状況を調査し、被災箇所・危険箇所を把握する				
		2-2	学校施設管理者は、体育館・教室等に避難所としてのスペースを確保する				
		2-3	学校施設管理者は、避難所運営担当職員到着までの間、学校教職員を避難所開設準備に協力させる				
		2-4	学校施設管理者は、校内被災箇所・危険箇所の立入禁止等の安全措置、応急補修を実施する				
3	教育部は、応急的ケア、応急教育を実施する	3-1	学校教育班は、児童・生徒の応急的ケアを実施する	3-1-1	児童・生徒担当は、児童・生徒の教育的ケア・心のケアを実施する	S3-04-02 児童・生徒の応急的ケア	
		3-2	学校教育班は、応急教育計画を作成する				
		3-3	学校教育班は、応急教育の実施場所を確保する	3-3-1	児童・生徒担当は、学校施設の被害状況、避難所としての利用状況を確認し、応急教育実施場所を検討する		

室・部		班		担当		摘要
				3-3-2	児童・生徒担当は、使用する施設管理者に、場所の提供を要請する	
				3-3-3	児童・生徒担当は、必要に応じて仮設校舎の建設を要請する	
		3-4	学校教育班は、応急教育実施のための要員を確保する	3-4-1	児童・生徒担当は、学校間での教職員を調整する	
		3-5	学校教育班は、学用品を確保する	3-5-1	児童・生徒担当は、協力業者に、応急教育実施に必要な教科書、学用品の調達手続きをとる	
				3-5-2	児童・生徒担当は、就学奨励費給付を援助する	
4	教育部は、学校を再開する	4-1	学校教育班は、学校再開を検討する	4-1-1	児童・生徒担当は、施設状況、要員状況等を確認し、学校の再開時期を検討する	
		4-2	学校教育班は、学校を再開する	4-2-1	児童・生徒担当は、各学校に、児童・生徒の保護者への学校再開の連絡を要請する	

文化財被害状況の把握・報告 ↓ 保管場所の確保 ↓ 被害状況調査・応急修理の要請 → 仮保管場所の確保 → 寄贈先あつせん措置					
室・部		班		担当	摘要
1	協働推進部は文化財の状況を把握・報告する	1-1	文化班は、文化財被害状況を把握し、文化庁に報告する	1-1-1	文化施設担当は、本部指令班等を通じて、文化財被害に関する情報を収集・整理する
				1-1-2	文化施設担当は、協働推進部内に文化財被害調査担当専任職員を配置する
				1-1-3	文化施設担当は、県環境生活部県民文化局を通じて、文化庁に被害状況を報告する
2	協働推進部は、文化財の保護対策を実施する	2-1	文化班は、文化財の保管場所を確保する	2-1-1	文化施設担当は、文化財の仮保管・寄贈先あつせん等の措置を講ずる
		2-2	文化班は、文化財の被害状況調査・応急修理を要請する	2-2-1	文化施設担当は、被害調査のための専門家、応急修理のための専門家の派遣協力を要請する
		2-3	文化班は、埋蔵文化財発掘に協力する	2-3-1	文化施設担当は、県・国に、発掘調査担当技師の派遣を要請する
				2-3-2	文化施設担当は、埋蔵文化財包蔵地を周知する

施設利用者・入所者の安全確保 ↓ 出火・浸水の防止措置 ↓ 応急復旧の実施 初期消火 土のう積み等による応急措置 消防署・分署・出張所への通報				
室・部	班	担当	摘要	
1	各施設管理者は、施設利用者・入所者の安全を確保する	1-1	施設管理者は、館内放送や職員・従業員の案内等により、利用者・入所者を安全な場所に誘導する	
		1-2	施設管理者は、施設への立入禁止措置を実施する	
		1-3	施設管理者は、けが人等の応急措置をとる	
		1-4	施設管理者は、本部長に、講じた応急措置の内容を報告する	
2	各施設管理者は、出火、浸水の防止措置をとる	2-1	施設管理者は、消防署・分署・出張所に通報し、初期消火を実施する	火災発生時
		2-2	施設管理者は、消防署・分署・出張所に通報し、土のう積み等により応急措置を実施する	浸水発生時
3	各施設管理者は、応急復旧を実施する	3-1	施設管理者は、応急危険度判定調査を実施する	S3-05-01 施設の点検箇所
		3-2	施設管理者は、応急危険度に基づき施設の安全対策、応急的な補修・補強を実施する	
		3-3	施設管理者は、施設・設備の被害に関する詳細調査を実施する	
		3-4	施設管理者は、所管部に、施設・設備の被害状況、周辺の被害状況等を報告する	

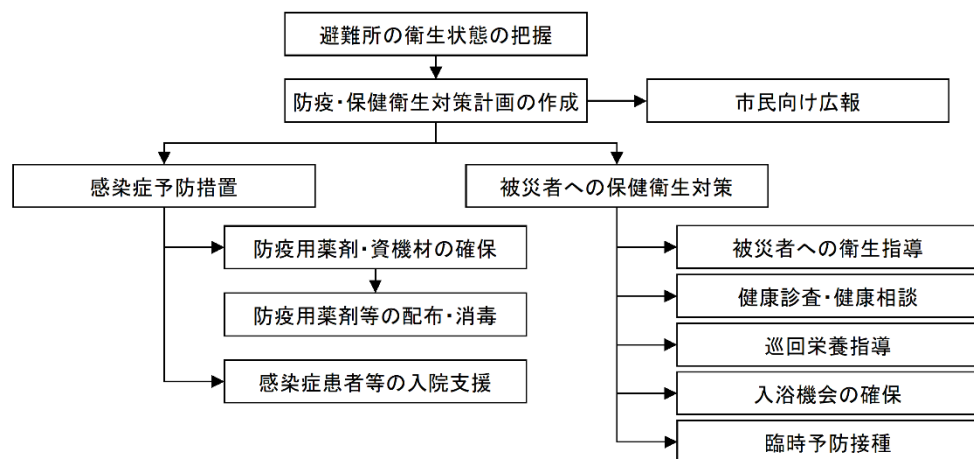
情報の収集・整理

↓

復旧等に関する広報

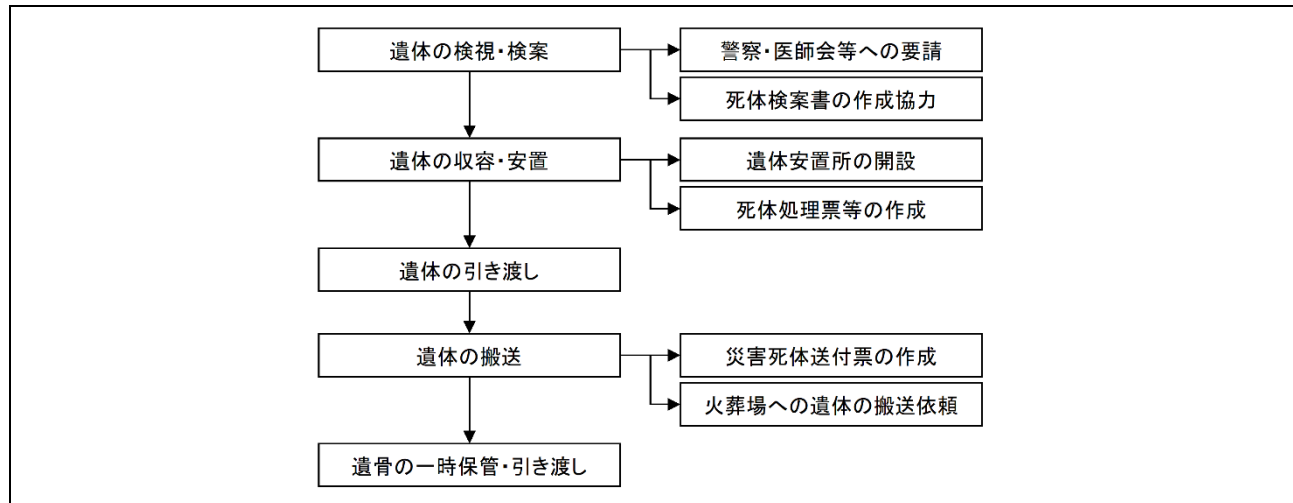
室・部		班		担当		摘要
1	基盤整備部は、情報を収集・整理し、市民向けの広報を実施する	1-1	都市計画班は、鉄道施設に関する情報を収集・整理する	1-1-1	公共交通担当は、長良川鉄道等を通じて、鉄道施設に関する情報を収集する	
				1-1-2	公共交通担当は、鉄道施設の被災状況、復旧見込みを整理する	
		1-2	都市計画班は、鉄道施設に関する市民向けの広報を実施する	1-2-1	公共交通担当は、企画広報班に、鉄道施設の被災状況、復旧見込み等の市民向け広報を依頼する	

[本部連絡室] 犯罪情報の収集・整理・伝達 防犯に関する広報 [基盤整備部] 街路灯・防犯灯の被災状況調査 街路灯・防犯灯の復旧 [常備消防部・非常備消防部] 夜間巡回パトロール						
室・部		班		担当		摘要
1	本部連絡室は、犯罪に関する情報を収集・伝達する	1-1	本部指令班は、犯罪に関する情報を収集・整理し、各部に伝達する	1-1-1	本部運営担当は、関警察署等を通じて犯罪に関する情報を収集・整理する	
				1-1-2	本部運営担当は、各部に、関警察署による安全確保対策への協力を要請する	
		1-2	本部指令班は、犯罪に関する広報を実施する	1-2-1	本部運営担当は、企画広報班に、犯罪に関する市民向け広報を依頼する	
2	基盤整備部は、街路灯・防犯灯を復旧する	2-1	土木班は、街路灯・防犯灯の被災状況を調査し、復旧する	2-1-1	土木施設担当は、街路灯・防犯灯の被災状況を調査する	
				2-1-2	土木施設担当は、道路管理者と連携し、街路灯・防犯灯を設置する	
3	警察署は、災害警備対策を実施する					S3-06-01 警察署の災害警備対策
4	常備消防部、非常備消防部は、現場での防犯対策を実施する	4-1	消防本部班、消防署・分署・所班、消防団本部班、各分団班は、警察署等と協力し、夜間巡回パトロールを実施する			



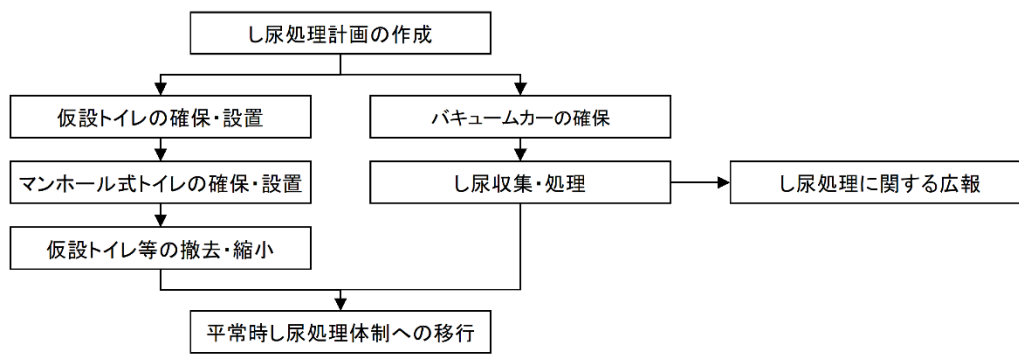
室・部		班		担当		摘要
1	市民環境部及び健康福祉部は、防疫・保健衛生対策準備をする	1-1	環境班及び市民健康班は、避難所の衛生管理状態を把握する	1-1-1	防疫担当は、避難所施設管理者等を通じて、避難所の衛生管理状態を把握する	
		1-2	環境班及び市民健康班は、防疫・保健衛生対策計画を作成する	1-2-1	防疫担当は、防疫・保健衛生対策計画を作成する	
				1-2-2	防疫担当は、企画広報班に、防疫・保健衛生対策に関する市民向け広報を依頼する	S3-07-01 防疫・保健衛生対策における広報事項
		1-3	環境班及び市民健康班は、応援要員を確保する	1-3-1	防疫担当は、必要な防疫対策要員数・保健衛生対策要員数を把握し、要員が不足している場合は他市町に応援協力を要請する	
2	市民環境部は、感染症予防措置を実施する	2-1	環境班は、防疫用薬剤・資機材を確保する	2-1-1	防疫担当は、必要な防疫用薬剤・資機材の数量を把握する	S3-07-02 防疫器具の現況
				2-1-2	防疫担当は、関薬剤師会、岐阜県医薬品小売商業組合関支部に、防疫用薬剤・資機材の提供を要請する	
		2-2	環境班は、防疫用薬剤・資機材を配布し、消毒を指示する	2-2-1	防疫担当は、各避難所に防疫用薬剤・資機材を配布し、避難所の消毒を指示する	
				2-2-2	防疫担当は、下水のあふれた箇所等、必要な場所の消毒を実施する	
				2-2-3	防疫担当は、被災家屋・井戸の所有者に消毒剤を配布し、自主的消毒を要請する	

室・部		班		担当		摘要
				2-2-4	防疫担当は、被害が集中的で著しい地区において、鼠族・昆虫等を駆除する	
	健康福祉部は、感染症予防措置を実施する	2-3	市民健康班は、感染症患者・無症状病原体保有者の入院を支援する	2-3-1	健康相談担当は、感染症患者・無症状病原体保有者を把握する	
				2-3-2	健康相談担当は、感染症患者・無症状病原体保有者の入院体制を確保する	
3	市民環境部及び健康福祉部は、被災者への保健衛生対策を実施する	3-1	環境班は、被災者への衛生指導を実施する	3-1-1	防疫担当は、被災者に、台所・トイレの衛生的管理・消毒、手洗の励行を指導する	
		3-2	環境班は、入浴機会を確保する	3-2-1	防疫担当は、開設可能な入浴施設を把握し、施設管理者に提供協力を要請する	
				3-2-2	防疫担当は、仮設風呂の確保を行い、自衛隊等の野営入浴施設の設置に協力する	
		3-3	市民健康班は、健康診査・健康相談を実施する	3-3-1	健康相談担当は、武儀医師会に、健康診査・健康相談への協力を要請する	
				3-3-2	健康相談担当は、避難所、仮設住宅において、健康診査・健康相談を実施する	
		3-4	市民健康班は、巡回栄養指導を実施する	3-4-1	健康相談担当は、関保健所に、巡回栄養指導への協力を要請する	※ 市民健康班 災害時活動マニュアル
				3-4-2	健康相談担当は、食生活自立に向けたアドバイスを実施する	
		3-5	市民健康班は、臨時予防接種を実施する	3-5-1	健康相談担当は、県に、健康調査に関する情報を提供する	
				3-5-2	健康相談担当は、県からの指示、又は必要に応じて臨時予防接種を実施する	
				3-5-3	健康相談担当は、企画広報班に、臨時予防接種の実施の広報を依頼する	
4	市民環境部及び健康福祉部は、防疫活動に関する事項を県に報告する	4-1	環境班は、防疫活動状況等を整理し、県に報告する	4-1-1	防疫担当は、被害状況、防疫活動状況、所要見込額を整理し、関保健所を通じて、県に報告する	
				4-1-2	防疫担当は、災害防疫完了報告書を作成し、県に提出する	



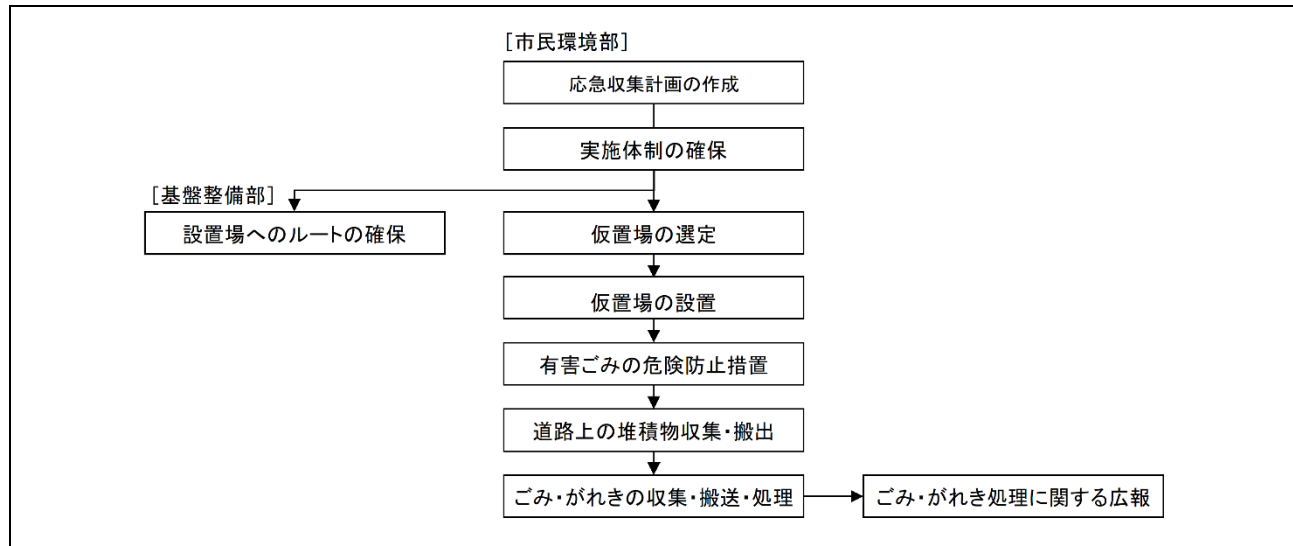
室・部	班	担当	摘要
1	1-1	1-1-1	救護所・病院担当は、警察、医師会等に、遺体の検視・検案を要請する
		1-1-2	救護所・病院担当は、警察、県医療救護班、医師の協力を得て、拠点救護所にて遺体の検視・検案を実施する
		1-1-3	救護所・病院担当は、死体検案書の作成に協力する
2	2-1	2-1-1	遺体収容担当は、検視・検案を終えた遺体を警察、県医療救護班、医師の協力を得て遺体安置所へ移す
		2-1-2	遺体収容担当は、指定施設に遺体安置所を開設する
		2-1-3	遺体収容担当は、指定施設が遺体安置所として利用できない場合は市内寺院に一時安置協力を要請する
		2-1-4	遺体収容担当は、葬儀業者に、納棺用品、仮葬祭用品の提供を依頼する
		2-1-5	遺体収容担当は、遺体を受入れ棺に氏名札を添付する
		2-1-6	遺体収容担当は、死体処理票、遺留品処理票を作成する
	2-2	2-2-1	遺体収容担当は、遺族、関係者からの遺体引き受けの申し出に対応する

室・部		班		担当		摘要
				2-2-2	遺体収容担当は、遺体引受人の見つからない遺体の死体埋火葬許可証の発行手続きをとる	
3	市民環境部は、遺体を火葬し、遺骨を一時保管する	3-1	環境班は、火葬場の被害状況を確認する	3-1-1	遺体収容担当は、総合斎苑わかくさ、岐北斎苑の被害状況を把握する	
				3-1-2	遺体収容担当は、市内火葬場での対応が困難な場合は、関係保健所を通じて代替火葬場を確保する	
		3-2	環境班は、遺体を搬送する	3-2-1	遺体収容担当は、引き取り手のない遺体、遺族による埋火葬が困難な遺体について、災害死体送付票を作成し、火葬場へ送付する	
				3-2-2	遺体収容担当は、民間輸送業者・民間葬祭業者に、火葬場への遺体の搬送を依頼する	
		3-3	環境班は、遺骨を一時保管する	3-3-1	遺体収容担当は、遺体安置所又は地域支部内に、遺骨一時保管所を設置する	
				3-3-2	遺体収容担当は、遺骨・遺留品を包装し、氏名札・遺留品処理票を添付し、遺骨一時保管所に保管する	F3-08-01 搜索受付から火葬・埋葬までの各様式
				3-3-3	遺体収容担当は、遺族、関係者からの遺骨・遺留品の引き受けの申し出に対応する	



室・部		班		担当		摘要
1	市民環境部は、し尿処理体制を確保する	1-1	環境班は、し尿処理計画を作成する	1-1-1	廃棄物担当は、本部指令班を通じて、避難者数、トイレの使用可能状況、下水の破損状況等を確認する	
				1-1-2	廃棄物担当は、し尿発生量を推計する	
				1-1-3	廃棄物担当は、収集した情報、し尿発生量に基づき、し尿処理計画を作成する	S3-09-01 し尿処理対策の実施手順 S3-09-02 し尿処理施設
		1-2	環境班は、仮設トイレを確保する	1-2-1	廃棄物担当は、仮設トイレの必要数を把握する	S3-09-03 仮設トイレ設置基準
				1-2-2	廃棄物担当は、協力業者に、仮設トイレの確保を要請する	
		1-3	環境班は、バキュームカーを確保する	1-3-1	廃棄物担当は、バキュームカーの必要台数を把握する	
				1-3-2	廃棄物担当は、協力業者に、バキュームカーの確保を要請する	
		1-4	環境班は、市外のし尿処理施設に応援協力を要請する	1-4-1	廃棄物担当は、市内での処理が困難な場合は、市外のし尿処理施設に応援処理協力を要請する	
2	市民環境部は、仮設トイレ等を設置する	2-1	環境班は、仮設トイレを設置する	2-1-1	廃棄物担当は、協力業者に、仮設トイレの運搬・設置を要請する	
				2-1-2	廃棄物担当は、仮設トイレの消毒を実施する	
		2-2	環境班は、マンホール式トイレを設置する	2-2-1	廃棄物担当は、マンホール式トイレの設置位置を検討する	
				2-2-2	廃棄物担当は、本部連絡室にマンホール式トイレの必要数を報告し確保する	
				2-2-3	廃棄物担当は、マンホール式トイレを設置する	

室・部		班		担当		摘要
3	市民環境部は、し尿処理を実施する	3-1	環境班は、協力業者に、し尿の収集・処理を依頼する	3-1-1	廃棄物担当は、協力業者に、し尿の収集・処理を依頼する	
		3-2	環境班は、し尿処理に関する広報を実施する	3-2-1	廃棄物担当は、企画広報班に、し尿処理に関する市民向け広報を依頼する	S3-09-04 し尿処理対策における広報事項
4	市民環境部は、仮設トイレ等を撤去・縮小する	4-1	環境班は、仮設トイレ等の使用状況等に関する情報を収集・整理する	4-1-1	廃棄物担当は、仮設トイレ等の使用状況、下水道復旧状況に関する情報を収集する	
		4-2	環境班は、仮設トイレの撤去・縮小を実施する	4-2-1	廃棄物担当は、収集した情報に基づき、仮設トイレの撤去又は縮小を決定する	
				4-2-2	廃棄物担当は、協力業者に、仮設トイレの撤去又は縮小を依頼する	
		4-3	環境班は、マンホール式トイレの撤去・縮小を実施する	4-3-1	廃棄物担当は、収集した情報に基づき、マンホール式トイレの撤去又は縮小を決定する	
				4-3-2	廃棄物担当は、マンホール式トイレの撤去又は縮小を実施する	



室・部		班		担当		摘要
1	市民環境部は、ごみ・がれき処理の実施体制を確立する	1-1	環境班は、ごみ・がれきに関する情報を収集・整理し、応急収集計画を作成する	1-1-1	廃棄物担当は、本部運営担当を通じて、ごみ・がれきの要収集地域・施設・場所・量の情報を収集・整理する	S3-09-05 ごみ処理施設
				1-1-2	廃棄物担当は、収集した情報に基づき、必要に応じてごみ・がれきの処理体制や実行収集計画を作成する	
		1-2	環境班は、ごみ・がれき処理の実施体制を確保する	1-2-1	廃棄物担当は、協力業者にごみ・がれきの収集・搬送・処理の協力を要請する	
				1-2-2	廃棄物担当は、必要に応じて市外処理施設に応援処理を要請する	
2	市民環境部は、仮置場を選定する	2-1	環境班は、仮置場の場所を検討し、選定する	2-1-1	廃棄物担当は本部運営担当と連絡調整をする	S3-09-06 仮置場の設置手順
3	基盤整備部は仮置き場へのルートを確保する	3-1	建設総務班及び土木班は、仮置き場へのルートの状況を調査し、確保する			
4	市民環境部は、ごみ・がれきの収集・搬送・処理を実施する	4-1	環境班は、有害ごみの危険防止措置をとる	4-1-1	廃棄物担当は、有害ごみ発生箇所において危険防止措置をとる	S3-09-07 協力業者によるごみ・がれきの収集・処理手順
		4-2	環境班は、緊急活動用道路上の堆積物の収集・搬出を実施する	4-2-1	廃棄物担当は、協力業者に、緊急活動用道路上の堆積物の収集・搬出を依頼する	
		4-3	環境班は、ごみ・がれきを収集・搬送・処理を実施する	4-3-1	廃棄物担当は、協力業者に、ごみ・がれき等の収集、仮置場への搬送を依頼する	

室・部		班		担当		摘要
				4-3-2	廃棄物担当は、協力業者に、仮置場における中間処理又は最終処分を依頼する	S3-09-08 中間処理及び最終処分の実施手順
		4-4	環境班は、ごみ・がれき処理に関する広報を実施する	4-4-1	廃棄物担当は、企画広報班に、ごみ・がれき処理に関する市民向け広報を依頼する	S3-09-09 ごみ・がれき処理対策における広報事項

被害状況の把握

農業者への管理・技術指導

畜産業者への管理・技術指導

森林所有者への管理・技術指導

室・部		班		担当		摘要
1	産業経済部は、被害状況を把握する	1-1	農林班は、農産物、畜産物の被害状況を把握する	1-1-1	農畜産業担当は、本部指令班、関係機関を通じて、農産物の被害状況に関する情報を収集・整理する	
				1-1-2	農畜産業担当は、本部指令班、関係機関を通じて、畜産物の被害状況に関する情報を収集・整理する	
		1-2	農林班は、林産物の被害状況を把握する	1-2-1	林業担当は、本部指令班、関係機関を通じて、林産物の被害状況に関する情報を収集・整理する	
2	産業経済部は、農産物への応急対策を実施する	2-1	農林班は、農業者への管理・技術指導を実施する	2-1-1	農畜産業担当は、関係機関と連携し、農産物等被害の拡大防止、病害虫の発生防止に対する技術対策を農業者に周知する	
3	産業経済部は、畜産物への応急対策を実施する	3-1	農林班は、畜産業者への管理・技術指導を実施する	3-1-1	農畜産業担当は、畜産物の被害拡大防止のため、畜産業者に管理指導を実施する	
		3-2	農林班は、状況に応じた応急対策の実施、応援協力の要請をする	3-2-1	農畜産業担当は、家畜伝染病発生時には、畜舎等の消毒、緊急予防注射の実施、家畜の移動制限等の措置を要請する	
				3-2-2	農畜産業担当は、飼料・飲料水が不足する場合は、中濃農林事務所に、家畜用飼料・飲料水の確保を要請する	
				3-2-3	農畜産業担当は、交通途絶等により集乳搬送ができない場合は、中濃農林事務所に集乳搬送の協力を要請する	
4	産業経済部は、林産物への応急対策を実施する	4-1	農林班は、森林所有者への管理・技術指導を実施する	4-1-1	林業担当は、森林所有者に対して、風倒木の処理指導、森林病害虫の防除、凍霜害防除の技術指導を実施する	

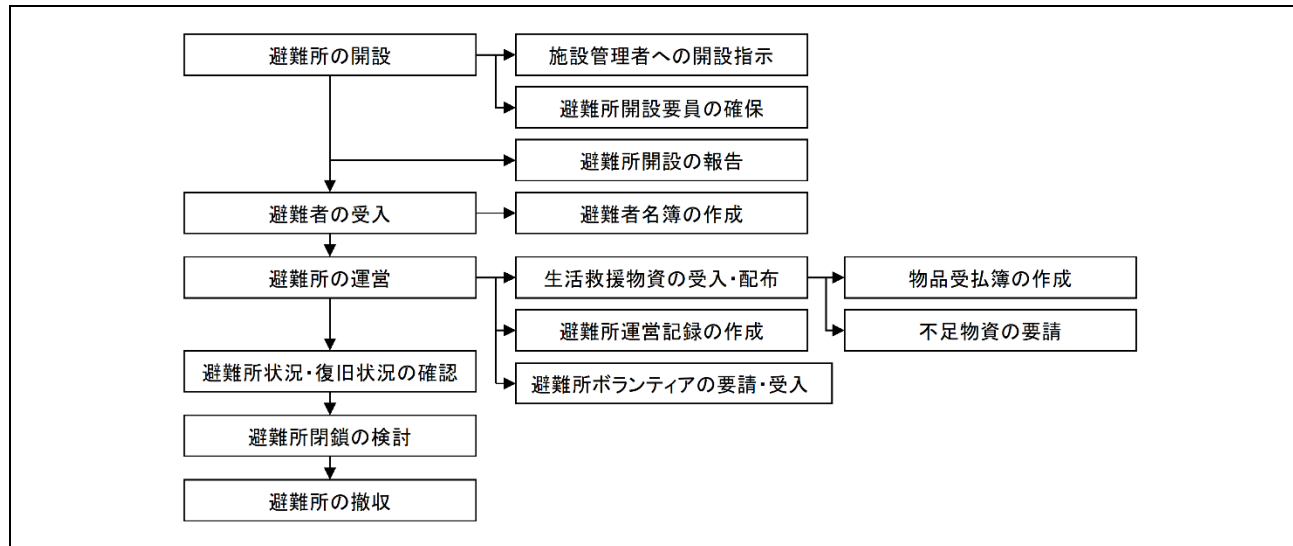

```
graph TD; A[拠点救護所の設置] --> B[医薬品・資機材の確保]; B --> C[医療救護体制の確立]; C --> D[健康管理・心のケアの実施]; C --> E[医師・薬剤師等の派遣要請]; C --> F[重傷者の受入要請]; C --> G[搬送用車両等の確保]; D --> H[医療救護に関する広報];
```

室・部		班		担当		摘要
1	健康福祉部は、拠点救護所を設置する	1-1	市民健康班は、拠点救護所を設置する	1-1-1	救護所・病院担当は、地域支部に拠点救護所の設置場所の確保を要請する	S4-01-01 拠点救護所における救護対策 ※ 市民健康班 災害時活動マニュアル
				1-1-2	救護所・病院担当は、地域支部に拠点救護所の設営要員の派遣を要請する	
				1-1-3	救護所・病院担当は、拠点救護所を設置する	
		1-2	市民健康班は、拠点救護所における医薬品・資機材を確保する	1-2-1	救護所・病院担当は、不足する医薬品・医療用資機材を把握する	S4-01-02 大規模災害時に需要が見込まれる医薬品
				1-2-2	救護所・病院担当は、薬剤師会、医療品小売商業組合、協力業者に、医薬品・医療用資機材の供給協力を要請する	S4-01-03 医薬品・資機材等の確保手順 F4-01-01 応急医療救護に関する様式
				1-2-3	救護所・病院担当は、教育総務班、水道班に、資機材・設備・水道水等の提供協力を要請する	
2	健康福祉部は、医療救護体制を確立する	2-1	市民健康班は、関係各部、関係機関に協力を要請する	2-1-1	救護所・病院担当は、医師会、歯科医師会、薬剤師会に、拠点救護所への医師、歯科医師、薬剤師の派遣を要請する	S4-01-05 医療救護対策における協力要請事項
				2-1-2	救護所・病院担当は、関係保健所に、医療救護班の派遣を要請する	F4-01-01 応急医療救護に関する様式
		2-2	市民健康班は、高度医療機関に重傷者の受入れを要請する	2-2-1	救護所・病院担当は、中濃厚生病院、関中央病院の被害状況を確認する	S4-01-04 高度医療機関確保手順

室・部		班		担当		摘要
				2-2-2	救護所・病院担当は、中濃厚生 病院、関中央病院に、重症者の 受入れを要請する	
				2-2-3	救護所・病院担当は、広域的な 後方支援病院に、重症者の受入 れを要請する	
		2-3	市民健康班は、搬送用車両 等を確保する	2-3-1	救護所・病院担当は、常備消防 部等に、救急車両、搬送用車両 の確保を要請する	S4-01-07 重症者 等搬送手順
				2-3-2	救護所・病院担当は、本部連絡 室に、ヘリコプターの確保を要 請する	
3	健康福祉部は、健 康管理等を実施す る	3-1	市民健康班は、被災者の健 康管理、心のケアを実施す る	3-1-1	健康相談担当は、協力団体に、 被災者の健康管理の実施を要請 する	
				3-1-2	健康相談担当は、協力団体に、 被災者への心のケア対策の実施 を要請する	S4-01-08 心のケ ア対策実施上の基 本指針
		3-2	市民健康班は、医療救護に 関する情報を広報する	3-2-1	救護所・病院担当は、企画広報 班に、各種報道機関への医療救 護に関する市民向け広報を依頼 する	

避難行動要支援者の安否確認 ↓ 安否不明者リスト作成・提出 ↓ 要配慮者の有無の確認 ↓ 要配慮者・避難行動要支援者 リスト作成・提出 ↓ 福祉避難所の確保・移送 ↓ 要配慮者の支援						
室・部	班	担当	摘要			
1	健康福祉部は、避難行動要支援者及び保育園児等の安否不明者リストを作成する	1-1	福祉政策班は、避難行動要支援者（障がい者等）の安否不明者リストを作成する	1-1-1	要配慮者担当は、避難行動要支援者（障がい者等）の安否・所在を確認する	
		1-1-2		1-1-2	要配慮者担当は、安否不明の避難行動要支援者（障がい者等）リストを作成し本部指令班に提出する	
	1-2	高齢福祉班は、避難行動要支援者（高齢者）の安否不明者リストを作成する	1-2-1	高齢者担当は、避難行動要支援者（高齢者）の安否・所在を確認する		
		1-2-2		1-2-2	高齢者担当は、安否不明の避難行動要支援者（高齢者）リストを作成し、本部指令班に提出する	
	1-3	子ども家庭班は、保育園児の安否不明者リストを作成する	1-3-1	乳幼児・保育園児担当は、保育園児の安否・所在を確認する		
		1-3-2		1-3-2	乳幼児・保育園児担当は、安否不明の保育園児リストを作成し、本部指令班に提出する	
2	健康福祉部は、一般避難所に避難した要配慮者の要配慮者・避難行動要支援者リストを作成する	2-1	福祉政策班は、一般避難所に避難した要配慮障がい者等の要配慮者・避難行動要支援者リストを作成する	2-1-1	要配慮者担当は、一般避難所に避難した要配慮障がい者等の有無を確認する	
				2-1-2	要配慮者担当は、要配慮障がい者等の要配慮者・避難行動要支援者リストを作成し本部指令班に提出する	S4-02-01 要配慮者・避難行動要支援者リスト作成

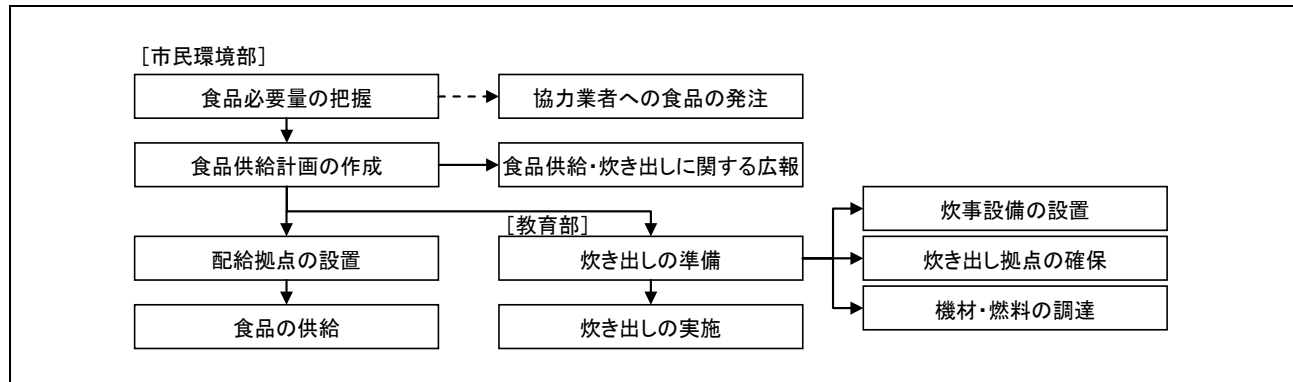
室・部		班		担当		摘要
3	健康福祉部は、福祉避難所を確保し、要配慮者の支援を実施する	2-2	高齢福祉班は、一般避難所に避難した要配慮高齢者の要配慮者・避難行動要支援者リストを作成する	2-2-1	高齢者担当は、一般避難所に避難した要配慮高齢者の有無を確認する	
				2-2-2	高齢者担当は、要配慮高齢者の要配慮者・避難行動要支援者リストを作成し本部指令班に提出する	
		2-3	子ども家庭班は、要配慮乳幼児の要配慮者・避難行動要支援者リストを作成する	2-3-1	乳幼児・保育園児担当は、一般避難所に避難した要配慮乳幼児の有無を確認する	
				2-3-2	乳幼児・保育園児担当は、要配慮乳幼児の要配慮者・避難行動要支援者リストを作成し本部指令班に提出する	
		3-1	健康福祉部は、福祉避難所を確保し、要配慮者を移送する	3-1-1	要配慮者担当は、要配慮者の福祉避難所への移送の要否を把握する	S4-02-02 避難所における要配慮者対策
				3-1-2	要配慮者担当は、福祉避難所候補施設に避難所の開設、要配慮者の受入れを要請する	S4-02-03 要配慮者等の受入れ先
				3-1-3	要配慮者担当は、要配慮者を福祉避難所へ移送する	
		3-2	福祉政策班は、要配慮者への支援を実施する	3-2-1	要配慮者担当は、福祉避難所における要配慮者対策を実施する	
		3-3	高齢福祉班は、要配慮高齢者への支援を実施する	3-3-1	高齢者担当は、福祉避難所における要配慮高齢者対策を実施する	
		3-4	子ども家庭班は、要配慮乳幼児への支援を実施する	3-4-1	乳幼児・保育園児担当は、福祉避難所における要配慮乳幼児対策を実施する	S4-02-04 乳幼児対策実施手順



室・部		班		担当		摘要
1	教育部及び協働推進部は、避難所を開設する	1-1	教育総務班は、避難所の開設の準備をする	1-1-1	避難所担当は、避難所となる施設管理者に、施設の開錠、避難所開設準備を指示する	S4-03-01 避難所開設・運営の基本指針 ※ 関市避難所運営マニュアル
				1-1-2	避難所担当は、施設の被害状況を確認する	
				1-1-3	避難所担当は、本部、地域支部に避難所開設・運営要員の派遣を要請する	
		1-2	教育総務班は、本部長に、避難所開設を報告する			F4-03-01 避難所運営のための様式
2	教育部及び協働推進部は、避難所に避難者を受入れる			2-1-1	避難所担当は、避難所を開門する	S4-03-02 避難所の開門
				2-1-2	避難所担当は、避難者名簿を作成する	F4-03-01 避難所運営のための様式
				2-1-3	避難所担当は、本部長に、避難所開設の日時、場所、施設名、収容状況、人員、開設期間の見込みを報告する	F4-03-01 避難所運営のための様式
3	教育部及び協働推進部は、要配慮者を福祉避難所等に移送する			3-1-1	避難所担当は、高齢者、障がい者、傷病者等の要配慮者の有無を確認する	
				3-1-2	避難所担当は、要配慮者を福祉避難所に移送、又は社会福祉施設若しくは病院に緊急入所させる措置をとる	

室・部		班		担当		摘要
4	教育部及び協働推進部は、避難所を運営する			4-1-1	避難所担当は、生活救援物資を受け取り、避難所物品受払簿を記入する	F4-03-01 避難所運営のための様式 S4-03-03 避難所運営中における注意事項
				4-1-2	避難所担当は、居住区域ごとに生活救援物資を配布する	
				4-1-3	避難所担当は、地域支部・地区支部に、生活救援物資の不足分を報告し、調達・供給を要請する	
				4-1-4	国際担当は、被災外国人の対応を言語面で支援するため、岐阜県災害時多言語支援センター及び協力団体に通訳の依頼をする	
				4-1-5	避難所担当は、ボランティア担当に避難所ボランティアの派遣を要請し、避難所ボランティアを受入れる	F4-03-01 避難所運営のための様式
5	健康福祉部は、健康対策を実施する	5-1	市民健康班は、避難所における避難者健康対策を実施する	5-1-1	健康相談担当は、関係機関の協力を得て、避難所における保健活動を実施する	S4-03-04 避難所における保健活動 ※ 市民健康班災害時活動マニュアル
6	市民環境部は、愛玩動物等対策を実施する	6-1	環境班は、被災動物救護所の設置を支援する	6-1-1	防疫担当は、教育総務班と協議して避難所等への被災動物救護所の設置を支援する	M4-06-01 愛玩動物等対策
		6-2	環境班は、愛玩動物同伴の避難者に飼育指導を行う	6-2-1	防疫担当は、避難所に愛玩動物を同伴してきた被災者に適正に飼育するように指導する	
7	教育部及び協働推進部は、避難所の運営状況、運営記録を作成する			7-1-1	避難所担当は、避難所の運営記録として避難所日誌を作成し、地域支部、地区支部に、避難所の運営状況を毎日報告する	F4-03-01 避難所運営のための様式
				7-1-2	国際担当は、外国人の受入れ対応として関係機関の協力を得て、避難所における多言語支援を実施する	※災害時外国人支援マニュアル
8	教育部及び協働推進部は、避難所開設期間を延長する	8-1	教育総務班は、県に、避難所開設期間の延長を要請する	8-1-1	避難所担当は、避難所の状況、周辺地域の復旧状況に基づき、避難所開設期間の延長を検討する	
				8-1-2	避難所担当は、県に、災害救助法に基づく避難所開設期間の延長を要請する	

室・部		班		担当		摘要
9	教育部及び協働推進部は、避難所を縮小・閉鎖する	9-1	教育総務班は、避難所の縮小・閉鎖を検討する	9-1-1	避難所担当は、避難所の状況、周辺地域の復旧状況に基づき、避難所の閉鎖時期等の避難所縮小・閉鎖方針を検討する	S4-03-05 避難所閉鎖に向けた協議
		9-2	教育総務班は、縮小・閉鎖方針を決定する	9-2-1	避難所担当は、避難所管理責任者、避難所運営委員会等入所者と協議し避難所の縮小・閉鎖の承認を得る	
		9-3	教育総務班は、本部長に、縮小・閉鎖方針を具申する			
		9-4	教育総務班は、避難所を閉鎖する	9-4-1	避難所担当は、残った救援物資、避難所運営に係る記録類を整理し本部指令班に返却する	
				9-4-2	避難所担当は、使用した施設・設備を元に戻し、清掃したうえで避難所を閉鎖する	



室・部		班		担当		摘要
1	市民環境部は、食品供給計画を作成し、食品を調達する	1-1	市民班は、必要な食品の数量を把握し、食品供給計画を作成する	1-1-1	支援物資担当は、本部指令班を通じて、避難所入所者数等の情報を収集・整理し、必要な食品の数量を把握する	S4-04-04 応急食品供給量
				1-1-2	支援物資担当は、必要食品量、各地の被害状況等に基づき、食品供給計画を作成する	
		1-2	市民班は、食品を調達する	1-2-1	支援物資担当は、市備蓄食料だけでは不足する場合は、協力業者に食品を発注する	
		1-3	市民班は、食品供給に関する広報を実施する	1-3-1	支援物資担当は、企画広報班に、応急食品供給、食品供給機能復旧状況に関する市民向け広報を依頼する	
2	市民環境部は、食品の供給を実施する	2-1	市民班は、配給拠点を設置する	2-1-1	支援物資担当は、食品供給計画に基づき、避難所等に配給拠点を設置する	
		2-2	市民班は、各配給拠点にて食品を供給する	2-2-1	支援物資担当は、各配給拠点にて備蓄保存食品・食材・弁当等を供給する	
				2-2-2	支援物資担当は、病院・福祉施設等の要請に基づき、緊急食品を供給する	
3	教育部は、炊き出しを実施する	3-1	教育総務班は、炊き出しの準備をする	3-1-1	炊き出し担当は、共同炊事設備を設置する	S4-04-05 炊出し実施方法
				3-1-2	炊き出し担当は、学校給食センター等に、炊き出し拠点としての設備利用協力を要請する	
				3-1-3	炊き出し担当は、協力業者に、炊き出しに必要な機材・燃料の提供を要請する	
		3-2	教育総務班は、炊き出しを実施する	3-2-1	炊き出し担当は、各配給拠点において炊き出しを実施する	

<pre> graph TD A[生活必需品必要数の把握] -.-> B[協力業者への発注] A --> C[生活必需品供給計画の作成] C --> D[生活必需品に関する広報] C --> E[配給拠点の設置] E --> F[生活必需品の配給] </pre>			
室・部	班	担当	摘要
1	1-1	1-1-1	支援物資担当は、本部指令班を通じて、必要な生活必需品の数量を把握する
		1-1-2	支援物資担当は、生活必需品供給計画を作成する
	1-2	1-2-1	支援物資担当は、市備蓄生活必需品だけでは不足する場合は、協力業者に生活必需品を発注する
	1-3	1-3-1	支援物資担当は、企画広報班に、応急的供給活動、商業機能の復旧状況に関する市民向け広報を依頼する
2	2-1	2-1-1	支援物資担当は、生活必需品供給計画に基づき、避難所等に配給拠点を設置する
	2-2	2-2-1	支援物資担当は、配給拠点に、生活必需品を供給する
		2-2-2	支援物資担当は、病院・福祉施設等の要請に基づき生活必需品を供給する
	2-3	2-3-1	支援物資担当は、復旧状況、商業施設の開店状況を確認し、生活必需品の配給の終了を決定する

<pre> graph TD A[義援金の受付] --> B[義援金の保管] B --> C[義援金配分方法の決定] C --> D[実施スケジュール作成] D --> E[義援金の配分] A --> A1[受付記録の作成] A --> A2[領収書の発行] C --> C1[県協議会による配分基準の把握] C --> C2[関市災害義援金配分委員会と協議] D --> D1[義援金に関する広報] </pre>					
室・部	班	担当	摘要		
1	健康福祉部は、義援金を受入れる	1-1	福祉政策班は、義援金を受け付ける	1-1-1	義援金担当は、市に寄託される各種義援金を受け付ける
				1-1-2	義援金担当は、義援金の受付記録を作成する
				1-1-3	義援金担当は、義援金の寄託者に領収書を発行する
2	会計部は、義援金を保管する	2-1	会計班は、義援金を保管する	2-1-1	会計担当は、義援金を被災者に配分するまでの間、市指定金融機関に保管する
				2-1-2	会計担当は、義援金の受け払い簿を作成する
3	健康福祉部は、義援金を配分する	3-1	福祉政策班は、義援金の配分方法を決定する	3-1-1	義援金担当は、県の協議会において決定された義援金の配分基準を把握する
				3-1-2	義援金担当は、関市災害義援金配分委員会（設置要綱に基づく委員）と配分について協議する
				3-1-3	義援金担当は、配分基準、協議結果に基づき、義援金の配分方法を決定する
		3-2	福祉政策班は、義援金の配分実施スケジュールを作成する	3-2-1	義援金担当は、義援金配分実施スケジュールを作成する
		3-3	福祉政策班は、義援金に関する広報を実施する	3-3-1	義援金担当は、企画広報班に、義援金の配分方法、実施スケジュールに関する市民向け広報を依頼する
		3-4	福祉政策班は、義援金の配分方法・実施スケジュールに基づき義援金を配分する	3-4-1	義援金担当は、関市災害義援金配分委員会での協議後に義援金の配分方法・実施スケジュールに基づき義援金を配分する

```
graph TD; A[被災状況の把握] --> B[り災証明書発行スケジュール作成]; B --> C[り災調査の実施・台帳作成]; C --> D[り災証明書の発行事務]; D --> E[再調査の受け付け]; E --> C; B --> F[り災証明書発行に関する広報];
```

室・部		班		担当		摘要
1	財務部は、り災調査を実施し、調査台帳を作成する	1-1	税務班は、被災状況を把握し、り災証明書発行スケジュールを作成する	1-1-1	り災調査担当は、全壊・流出家屋等、被災状況を把握する	
				1-1-2	り災調査担当は、り災証明書発行スケジュールを作成する	
		1-2	税務班は、り災調査を実施し、り災台帳を作成する	1-2-1	り災調査担当は、り災証明書発行のための現場調査を実施する調査には必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の結果等を活用する	F4-04-02 調査表及びり災証明書様式
				1-2-2	り災調査担当は、健康福祉部に、人的被害の情報の提供を要請する	
				1-2-3	り災調査担当は、常備消防部、非常備消防部に、焼失程度、浸水程度に関する情報の提供を要請する	
				1-2-4	り災調査担当は、り災調査台帳を作成する	
		1-3	税務班は、り災証明書発行に関する情報を周知する	1-3-1	り災調査担当は、企画広報班に、り災証明書発行に関する市民向け広報を依頼する	
2	本部連絡室は、り災証明書を発行する	2-1	企画広報班は、り災証明書の発行事務を実施する	2-1-1	り災証明書発行申請を受け付ける	S4-04-10 り災証明書の発行手順
				2-1-2	り災結果を確認し、り災証明書を発行する	F4-04-02 調査表及びり災証明書様式
		2-2	企画広報班は、り災調査の再調査を受け付ける	2-2-1	り災調査の再調査を受け付ける	

被害状況の把握 応急修理実施作業体制の確立 住家流入障害物の除去 被災住宅の応急修理の実施 協力業者への要請 応急修理用資機材の確保 用地の確保			
室・部	班	担当	摘要
1	1-1	1-1-1	災害調査担当は、本部指令班を通じて、住宅の被災状況の情報を収集・整理する
		1-1-2	災害調査担当は、地震の場合は、建築物・宅地の応急危険度判定を実施する
2	2-1	2-1-1	災害調査担当は、協力業者に、応急修理・障害物除去の協力を要請する
		2-1-2	災害調査担当は、協力業者に、応急修理用資機材の確保を要請する
	2-2	2-2-1	災害調査担当は、協力業者に、被災住宅に流入した土砂・竹木等の障害物の除去を要請する
	2-3	2-3-1	災害調査担当は、協力業者に、被災住宅の応急修理の実施を要請する
		2-3-2	災害調査担当は、被災住宅の応急修理の際、対象となる住家の所有権を確認する

被害状況・提供可能戸数の把握

↓

一時滞在施設の確保

↓

建設計画の作成

↓

建設用地の確保

↓

応急仮設住宅の建設

公営空き家の確保

宿泊施設の一時確保

室・部		班		担当		摘要
1	財務部は、被害状況を 確認する	1-1	管財班は、建築物・宅地被 害状況を調査する	1-1-1	住宅供給担当は、市営住宅の被 害状況を確認する	
				1-1-2	住宅供給担当は、提供可能な市 営住宅戸数を把握する	
2	財務部は、一時滞 在施設を確保する	2-1	管財班は、被災者の一時滞 在が可能な住宅を確保する	2-1-1	住宅供給担当は、市内外の提供 可能県営住宅その他公共住宅の 空き家を確保する	
				2-1-2	住宅供給担当は、一時滞在施設 として提供可能な民間保養所・ 社宅数・ホテル・旅館客室等を 把握し一時確保を依頼する	S4-05-03 一時入 居住宅の確保手順
3	財務部及び基盤整 備部は、応急仮設 住宅を建設する	3-1	管財班は、応急仮設住宅の 建設計画を作成する	3-1-1	住宅供給担当は、応急仮設住宅 等への入居希望状況を把握する	
				3-1-2	住宅供給担当は、被害状況、入 居希望状況に基づき、応急仮設 住宅の建設計画を作成する	S4-05-04 被災者 向け住宅供給計画 の作成手順
		3-2	建設総務班は、建設用地を 確保する	3-2-1	土地利用担当は、応急仮設住宅 の建設用地を確保する	S4-05-05 仮設住 宅建設用地の確保 手順
		3-3	都市計画班は、応急仮設住 宅を建設する	3-3-1	住宅供給担当は、応急仮設住宅 の建設業者を確保する	
				3-3-2	住宅供給担当は、応急仮設住宅 の建設計画に基づき、応急仮設 住宅の建設を開始させる	S4-05-06 応急仮 設住宅建設の協力 要請
4	財務部及び基盤整 備部は、要配慮者 向け住宅供給を支 援する	4-1	管財班は、要配慮者向け住 宅供給計画を作成する	4-1-1	住宅供給担当は、民生委員、福 祉団体等を通じて、要配慮者向 け住宅供給ニーズを把握する	S4-05-07 仮設住 宅における要配慮 者対策
				4-1-2	住宅供給担当は、災害救助法に 基づき要配慮者向け住宅供給計 画を作成する	
		4-2	都市計画班は、要配慮者向 け住宅を建設する	4-2-1	住宅供給担当は、災害救助法に 基づき要配慮者向け住宅建設の 手続きを実施する	

〔市民環境部〕

動物に関する情報の収集・整理

↓

特定動物の逸走対策

↓

被災動物救護所の設置支援

↓

避難者への飼育指導

〔教育部・協働推進部〕

愛玩動物同伴避難者の把握

↓

愛玩動物同伴可能な避難所設置

室・部	班	担当	摘要	
1	1-1	1-1-1	防疫担当は、被災地域の被災動物状況を把握する	S4-06-01 愛玩動物等対策
		1-1-2	防疫担当は、教育総務班を通じて避難所の愛玩動物等状況を把握する	※ 岐阜県避難所運営ガイドライン
		1-1-3	防疫担当は、企画広報班に愛玩動物等に関する市民向けの広報を依頼する	
	1-2	1-2-1	防疫担当は、特定動物が逸走した場合、関警察署・県・獣医師会等と連携し必要な措置を講じる	
	1-3	1-3-1	防疫担当は、県及び獣医師会等の設置する動物救援本部と連携する	
		1-3-2	防疫担当は、被災地や避難所等への被災動物救護所の設置を支援する	
	1-4	1-4-1	防疫担当は、避難所に愛玩動物を同伴してきた避難者に適正に飼育されるように指導する	
		1-4-2	防疫担当は、避難所担当と連携し、特定動物（クマ・ワニ等の危険動物）同伴の飼い主に特定動物を避難所以外の施設で飼育させるようにする	
2	2-1	2-1-1	避難所担当は、愛玩動物同伴避難者を把握する	S4-06-01 愛玩動物等対策
		2-1-2	避難所担当は、避難所管理責任者及び避難所運営委員会等と協議して、愛玩動物同伴可能な避難所の設置に努める	

[産業経済部]

離職者に関する情報の収集

県・ハローワークへの報告

[市長公室・財務部・市民環境部]

災害状況の把握

税の徴収猶予・減免措置の実施

市民向け広報

[健康福祉部]

各支援金制度の適用基準の確認

貸付申請・支給申請の受付

支援金の貸付・支給

室・部		班		担当		摘要
1	本部連絡室は、生活確保対策の実施を計画する	1-1	本部指令班は、被災者生活再建支援施策を作成し、各班に伝達する	1-1-1	本部運営担当は、被災者生活再建支援施策のメニュー、スケジュールを検討し、各施策の担当班に伝達する	
2	本部連絡室は、被災者への救済対策の実施を指示する	2-1	本部指令班は、関係機関に被災者への救済対策の実施を指示する	2-1-1	本部運営担当は、金融機関、ハローワーク関、NHK、NTT西日本、中部電力、日本郵政等に、被災者への救済対策の実施を指示する	S5-01-01 被災者生活支援のための特別措置 S5-01-02 金融機関等による緊急措置
3	産業経済部は、職業あっせん措置を実施する	3-1	商工班は、離職者に関する情報を収集し、県等に報告する	3-1-1	就労支援担当は、本部指令班等を通じて、離職者の状況を把握する	
				3-1-2	就労支援担当は、中濃県事務所、ハローワーク関に、離職者の発生状況・求人情報を報告する	
		3-2	商工班は、職業相談や再就職の支援を実施する	3-2-1	就労支援担当は、交通途絶等によりハローワーク関への出頭が困難な地域において、臨時職業相談所の開設、巡回職業相談を実施する	
				3-2-2	就労支援担当は、職業訓練受講指示、職業転換給付金制度等により離職者の再就職を支援する	
4	財務部は、減免措置の申請書の受付を行う	4-1	行政情報班は、減免措置の申請書の受付を行う	4-1-1	事務管理担当は、災害に係る各課の減免措置を把握し、必要に応じて、例規の整備等、減免申請を一括で受け付けるための調整を行う	
				4-1-2	事務管理担当は、各課から減免措置の対象者を把握し、減免措置の案内及び申請書の受付を行い、申請状況を各課に報告する	
5	財務部は、租税の徴収猶予、減免措置を実施する	5-1	税務班は、納税期限延長、徴収猶予、減免措置を実施する	5-1-1	税務担当は、企画広報班等を通じて、災害状況を把握する	

室・部		班		担当		摘要
				5-1-2	税務担当は、災害状況に基づき、市税の納税期限延長、徴収猶予、減免措置を検討し、対象地域、期間、減免額等を決定する	S5-01-03 租税の徴収猶予及び減免
				5-1-3	税務担当は、企画広報班に、納税期限の延長に関する市民向け広報を依頼する	
6	市民環境部は、租税の徴収猶予、減免措置を実施する	6-1	保険年金班は、徴収猶予、減免措置を実施する	6-1-1	保険年金担当は、企画広報班等を通じて、災害状況を把握する	
				6-1-2	保険年金担当は、災害状況に基づき、市税の徴収猶予、減免措置を検討し、対象地域、期間、減免額等を決定する	S5-01-03 租税の徴収猶予及び減免
				6-1-3	保険年金担当は、企画広報班に、徴収猶予等に関する市民向け広報を依頼する	
7	健康福祉部は、被災者への支援金支給、貸付を実施する	7-1	福祉政策班は、融資制度による貸付を実施する	7-1-1	義援金担当は、融資制度の適用基準を満たしているか確認する	S5-01-04 融資制度の概要
				7-1-2	義援金担当は、災害援護資金による貸付申請を受け付ける	
				7-1-3	義援金担当は、貸付額を決定し、被災者に貸し付ける	
				7-1-4	義援金担当は、関市社会福祉協議会に生活福祉資金による貸付申請の受付を依頼する	
		7-2	子ども家庭班は、融資制度による貸付を実施する	7-2-1	義援金担当は、融資制度の適用基準を満たしているか確認する	S5-01-04 融資制度の概要
				7-2-2	義援金担当は、母子父子寡婦福祉資金貸付金による貸付申請を受け付ける	
				7-2-3	義援金担当は、貸付額を決定し、被災者に貸し付ける	
		7-3	福祉政策班は、災害弔慰金を支給する	7-3-1	義援金担当は、災害弔慰金、災害障害見舞金の申し込みを受け付ける	S5-01-05 災害弔慰金等支給制度
				7-3-2	義援金担当は、支給額を決定し、被災者に支給する	
		7-4	福祉政策班は、被災者生活再建支援金を支給する	7-4-1	義援金担当は、被災者生活再建支援法人に、支援金の対象となる自然災害を報告する	S5-01-06 生活・住宅再建支援金支給の概要
				7-4-2	義援金担当は、被災者生活再建支援金の支給申請を受け付ける	

室・部		班		担当		摘要
				7-4-3	義援金担当は、被災者生活再建支援金を支給する	

<pre> graph TD A[農林業関係の復興支援] --> B[農地・農業用施設の応急対策] A --> C[家畜防疫対策] A --> D[資機材等の提供要請] A --> E[融資制度の周知] A --> F[商工業関係の復興支援] F --> G[資機材等の提供要請] F --> H[工場・店舗の建設費助成] F --> I[資金貸付の条件の緩和] F --> J[公的金融制度の周知] </pre>					
室・部	班	担当	摘要		
1	産業経済部は、産業復興支援対策を実施する	1-1 農林班は、農林業関係の復興支援を実施する	1-1-1 農畜産業担当は、農地・農業用施設の応急対策を実施する		
			1-1-2 農畜産業担当は、家畜防疫対策を実施する		
			1-1-3 農畜産業担当は、協力業者に、種苗、薬剤医薬品、資機材、飼料等の提供を要請する		
	1-2 農林班は、農林漁業関係者に、融資制度を周知する	1-2-1 農畜産業担当は、企画広報班に、農林漁業関係者への農林漁業金融公庫、天災融資制度、農業災害補償共済金に関する広報を依頼する		S5-03-01 農林業関係者への融資	
	1-3 商工班は、商工業関係の復興支援を実施する	1-3-1 商工業担当は、食品、生活必需品、応急資材・物資等の調達を通じた復旧支援を実施する			
		1-3-2 商工業担当は、緊急金融支援措置、仮設工場・仮設店舗建設の助成措置を実施する			
		1-3-3 商工業担当は、金融機関に、資金貸付手続きの簡易迅速化、貸付条件の緩和措置を要請する			
	1-4 商工班は、商工業関係者に、公的金融制度を周知する	1-4-1 商工業担当は、企画広報班に、中小企業者への金融上の特別措置、災害貸付、特災利率の適用等の広報を依頼する			

